



CCSBT-CC/1510/BGD 01  
(Previously CCSBT-SMEC/1108/05)

**Draft CCSBT Compliance Plan and Compliance Policy Statements**  
**CCSBT 遵守計画・遵守政策提言案**

**Background**

**背景**

CCSBT 17 agreed that a Compliance Plan and five draft Compliance Policy Statements should be developed intersessionally and circulated to the SFMWG for its consideration. The plan was to place special emphasis on managing the following compliance risks:  
CCSBT17 は、休会期間中に遵守計画及び 5 つの遵守政策提言を策定し、SFMWG での検討のために回観することに合意している。同計画は、以下に記載する遵守に関するリスクの管理に対して特に重点を置くこととなっていた。

- Effective implementation of the CDS, with special emphasis on physical validation and appropriate verification.  
物理的な確認及び適切な検証を重視した CDS の効果的な実施。
- Improvement to the transhipment monitoring program, including prior notification of SBT transhipments with observer deployment requests and training of all observers to enable detection of SBT transhipments even when SBT is not declared.  
転載監視計画の改善。これには、オブザーバー配乗要求を伴う SBT の転載に関する事前通報、及び SBT の申告がない場合においても SBT の転載を発見することができるようすべてのオブザーバーを訓練することが含まれる。
- SBT being landed as other (non SBT) species.  
他の種（SBT 以外）として水揚げされる SBT。
- Expansion of markets for SBT.  
SBT 市場の拡大。
- Monitoring of catches from the farm sector.  
蓄養部門における漁獲量の監視。
- Non-reporting of bycatch and discards against national allocations.  
国別配分に混獲量及び投棄量が含まれた形で報告されていないこと。
- Better systems to provide information to port States to assist port States to provide improved monitoring of SBT activities.  
寄港国に情報提供するためのより良いシステム。これにより寄港国が、改善された方法によって SBT に関する活動を監視するのを支援する。

The draft Compliance Plan and Compliance Policy Statements were prepared by a consultant under the guidance of the Chair of the CCSBT Compliance Committee. Three sets of drafts have been produced. The second set of drafts attempted to account for a wide variety of comments provided on the first drafts, and the third set of drafts incorporated technical comments on the second drafts.

遵守計画及び遵守政策提言案は、CCSBT 遵守委員会議長の指示の下、コンサルタントによって作成された。3つの素案が作成された。2番目の素案は、最初の素案に対して提出された広範な意見を反映させるよう試み、3番目の素案は、2番目の素案に対する技術的な意見を取り入れている。

The third set of drafts are attached<sup>1</sup> and are:

3番目の素案を別紙として添付<sup>2</sup>した。これらは次のとおり。

- Cover note (letter) from the consultant that provides an important overview of the “big picture” comments and issues.  
「大局的」な意見及び課題の要点を説明するコンサルタントからのカバーノート（手紙）
- CCSBT Compliance Plan.  
CCSBT 遵守計画
- Minimum performance requirements to meet CCSBT obligations (Compliance Policy 1).  
CCSBT の義務を遂行するための最低限の実施要件（遵守政策 1）
- Audit policy (Compliance Policy 2).  
監査に関する政策（遵守政策 2）
- Corrective actions policy (Compliance Policy 3).  
是正措置に関する政策（遵守政策 3）
- Information sharing (Compliance Policy 4).  
情報共有（遵守政策 4）

Substantial discussion of the draft Compliance Plan and draft Compliance Policy Statements are still required in order to agree on the final content for these documents.

遵守計画及び遵守政策提言案の最終的な内容に合意するためにも実質的な議論が引き続き必要となっている。

**Prepared by the Secretariat**  
事務局作成文書

---

<sup>1</sup> These are the same documents as distributed with CCSBT Circular #2011/041

<sup>2</sup> これらは、CCSBT Circular #2011/041 で回章されたものと同じである。

ロバート・ケネディ

CCSBT 事務局長

2011年6月30日

ボブ様

### **CCSBT 遵守計画及び政策—最終稿**

遵守計画及び遵守政策案の最終稿の2つのバージョンをご査収ください。バージョン1においては、第2稿に対して行った技術的な変更を全て示しており、かつ第2稿及び最終稿に対する自分の意見を含めています。バージョン2は、かかる変更を全て反映させた「クリーン」文書になります。

多くの素案に対してメンバーから有益かつ建設的な意見がなされたことに感謝いたします。当初の案を大きく修正しました。当然のことながら、メンバーからは、特定の観点に関して、それぞれ対立する又は矛盾する意見が表明されています。改訂版のバージョン1においては、主要な相違点は注釈を付しており、一部のケースでは選択肢を示しておきました。しかしながら、メンバー間の相違を仲裁することは、契約の内容にはなっておりません。私は、改訂版のテキストが、メンバー間の相違点、及び合意への道筋又は（この過程で明らかにされた）いくつかの本質的な相違点の解決のための手法の決定、について議論するための適切な土台になるものと確信しています。

遵守計画及び政策は、更なる遵守の促進の観点から、時間をかけて策定してきたものです。これらは、高圧的な強制力に頼って成果を得るのではなく、メンバーによる遵守制度の効果の改善を奨励することに焦点を合わせています。

以下に、意見及び課題の全体像を記載します。

#### **遵守計画**

遵守計画は、提出されたフィードバックに基づき、大きく書き直しています。遵守計画案と戦略計画案には重複がある（特に、ゴール8、9及び10）ことが認められました。重要なのは、両者の間には対立点はないということです。遵守計画においては、CCSBTの措置の遵守を推進するための取組に関して、詳細さの程度及び構造化の程度がより進んでいます。メンバーには、遵守計画を独立の文書として、かつ戦略計画を正当化する文書として採択するか、又は戦略計画内にある事項を推進するべく遵守計画内の構造を利用するという選択肢があります。

かかるコメントで提起された重要な点は、遵守計画及び政策に基づく、既存のプロセスから新しいプロセスへの移行であります。これは特に報告に関連するものです。この政策が合意された後は、遵守委員会はかかる移行期間を経ながら作業を行う必要があります。

## **CP1 履行要件**

**解釈**：一部の履行要件は、既存の義務を超えたものを含んでいるとの意見が寄せられました。確かに履行要件を確認しましたが、義務が不明確な形で規定されている場合には、履行要件は、そのような不明確な点を解消するための手段としました。メンバーが不整合である又は相反する解釈の余地の部分を扱う場合、既存の決議を改正するか、又は明確な履行基準を採択するという選択肢があります。

**CDS の署名、確認 (validation) 、及び確認 (verification)** といった重要な用語についての共通認識を持つのに役立つよう、それらの定義を含めることとしました。

**文書化**：一部のメンバーは、CP1において文書化に焦点を合わせていることに疑義を呈していました。文書化は、全ての健全な管理制度のための基本的な要件であります。これは、メンバーが持続的に遵守を改善していくための基礎となるものです。メンバーが、文書化を行わない場合には、整合的かつ効果的に措置を実施することや、採択された新しいプロセスについて実現可能な形で遵守上の改善を行うことが困難となります。また、メンバーは、自身の義務を満たしていることを客観的に実証する方法を持たないこともあります。既存の文書化の程度は、メンバーによって異なることでしょう。特定のメンバーに対して必要な文書化を実施するための追加的な時間を認めることや、そのための支援を行うことに合意することも、遵守計画案及び CP1 案に整合的な行為であると言えるでしょう。文書化への言及は別添から削除しましたが、文書化は漁獲管理、許可及び MCS 措置に関する政策に基づき、引き続き要求されていることに留意してください。

**政策的順序及び優先付け**：保存管理措置間の重複によって、履行要件が冗長なものとなっています。さらに、SBT の効果的な管理を確保する上で、一部の措置は他のものよりもより重要であることは明白です。CP1 を実施するに当たっては、優先付けをすることが望ましいかもしれません。メンバーが今後履行要件を満たすための作業を行う前に、これによって保存管理措置をレビューし整理する機会をもたらすことになるでしょう。したがって、私は、中心的な措置でありかつ変更される可能性が低い CDS (CP1 セクション 3.1) に関する履行要件を実施することを最優先課題とし、その次に洋上転載 (CP1 セクション 3.3) について実施すべきことを提案します。

**報告**：CP1 は、かなりの程度の追加的な報告を課す可能性があるとの懸念がありました。この目的は、遵守報告を正当化するものであります。すなわち、メンバーは、2 つの事項に関して独立した 1 つの年次報告書を作成することになるでしょう。パート 1 は前年における履行状況を示す状況報告書であり、パート 2 は翌年の計画であり、このパート 2 に記載される取組は、パート 1 の状況報告書から打ち出さるものであります。私は、仮に現行の遵守行動計画報告書を充実させたものを報告書のテンプレートとするならば、この報告がメンバーが現在行っているものと著しく異なるものにはならないと考えています。

## **CP2 監査**

この政策案に関しては、現時点では推進すべきではないとの提案等、広範な議論が生じています。監査は、文書化とともに、健全な管理制度の基本的な要素となっています。定期的に監査を行うことによって、メンバーは、取組方法や、将来への投資が必要な MCS 措置を特定し易くなります。同政策案を修正し、定期的な「制度監査」のスケジュールを拡張し、そして遵守委員会によって決定された懸案分野において「遵守監査」の指定が可能となるよう

にしました。監査の優先順位を、採択された全ての CP1 の実施上の優先事項と連携させることができます。理に適っています。

#### **CP3 是正措置**

この政策のメリットに関して、これを単純化し過剰漁獲に焦点を合わせるべきとする提案等、様々な意見が見られました。政策及び計画案において横断的に採用されている手法と整合を取りつつ、修正後のテキストは、様々な是正措置、特にキャパシティ・ビルディング計画（遵守支援）を奨励させ続けるものとなっています。

#### **CP4 情報共有**

この政策を独立した 1 つの遵守政策とすることに対する支持は限定的でした。メンバーは、総じて、これは、既存の CCSBT の情報共有に関する取決めに含めるべきこと、既存の国際的な MCS 制度及び情報に関する取決めの上に構築すべきこと、並びにいかなる情報を共有すべきかについてより詳細に具体化すべきこと、と考えています。これらの提案には、実質的なメリットがあります。遵守計画案には、国際的な MCS 制度に基づいて作業をすることが盛り込まれています。選択肢としては、同政策を現状どおり採択し数年以内にこれをレビューするか、又はデータ共有に関する広範な CCSBT の政策にこれを取り入れるかのどちらかです。

皆様方の議論からのフィードバック及びシドニー会合における決定を心待ちにしています。

リンディ・ネルソン

## CCSBT 遵守計画

### 目的

遵守計画の目的は、委員会及びそのメンバーに対して、戦略的な枠組及び方針を示し、CCSBT の保存管理措置の遵守を達成することある。この文書において、メンバーには、拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれ、全ての委員会には拡大委員会も含まれる。

遵守計画は、CCSBT 戰略計画案を支援するものであり、それは特にカテゴリーCに関するビジョン「メンバーは、委員会を通じて CCSBT の管理に積極的に参加し、その決定を実施する」に関連するものである。

この計画は、メンバー全員が合意した措置の実施及びそれに関連する義務に関して、委員会のメンバーが、メンバー自身及び他のメンバー各々に対して、どのようにしてその責任を負わせるのか、ということを規定している。この計画は、メンバーが質の高い管理制度を採択するとともに、その後も不断の改善を行う意思を持つよう奨励している。

この計画は、個々のメンバーが、どのようにして自身の義務を果たすべきか、又は自国船籍の船舶及び許可蓄養場を管理すべきか、についての処方箋ではない。

### 原則

この計画は、以下に掲げる原則に基づく。

**責任**：全てのメンバーは、世間に対して、自身の CCSBT 上の義務を果たしていくことの説明責任を有しなければならない。

#### 公開及び透明性

- a) 遵守に関する情報が、全てのメンバーによって利用可能な状態でなければならない。
- b) 全てのメンバーが議論に参加しなければならない。
- c) 全ての遵守報告文書は、可能な限り直ちに公表されなければならない（ただし、CCSBT 手続規則の規則 10 に従うことを条件とする）。

**協力及び共同活動**；メンバーは、共同活動等を通じて協力し、効果的な監視を推進し、かつ遵守のレベルを改善しなければならない。

**インセンティブ**：インセンティブによって、メンバーによる遵守制度の監視及び改善が奨励されなければならない。

**コメント [L1]**: CCSBT17 のパラグラフ 27において特定された遵守に関するリスクは、CP1 及び遵守計画において取り扱われている。

これらのリスクが未だに適切に対応されていないことに対する懸念が表明されている。3 年間の行動計画に含まれるべき未対応の遵守リスクを特定すべく更なる議論が求められている。

効率性：遵守義務は、費用対効果があるものでなければならない。

## 構成

この計画は、以下に掲げる 4 つのパートから構成されている。

1. 役割及び責任
2. 戦略目標、ゴール及び戦略
3. 計画実施及びレビュー
4. 3 年間の行動計画（別添）

## パート 1：役割及び責任

### 1. メンバー

- 政策、企画及び保存管理措置に関連する委員会の意思決定プロセスに積極的に参加する。
- 義務を果たし、かつ委員会によって合意された措置を確実に遵守する。
- 効果的な漁業 MCS 制度を維持し、かつ自国の船籍を持つ船舶及び許可蓄養場がメンバーの規則（法令、許認可の条件を含む）に従うことを確保する。
- 措置及び義務の実施、並びに措置及び義務を効果的に遵守するために改善が必要な全ての分野について、遵守委員会に報告する。
- 発見された全ての非遵守及び講じられた改善措置について報告する。
- 遵守委員会又は委員会が合意した全ての是正措置又は改善措置を実施する。

### 2. 委員会

- 包括的かつ全メンバーが参加した形で、意思決定プロセスを運用し、措置に対する全てのメンバーによる高いレベルの支援の達成を目指す。
- 全てのメンバーが、自らの義務に対する共通理解及び認識を持つことを確保する。
- 全ての是正措置及び改善措置を決定する。

### 3. 遵守委員会

- 政策に関する枠組及び指針を策定し、並びに技術的支援を提供し、メンバーが一貫した方法で委員会の措置を実施できるようにする。
- 委員会の措置に対するメンバーの履行状況を監視する。
- 遵守に関するリスクの特定に基づき、遵守に関する 3 年間の行動計画（別添 1）をレビュー及び更新する。
- 監査報告をレビューし、遵守に関する監査を要求する。

- 疑義のある重大な非遵守について調査し、必要な場合には、あらゆる是正措置又は改善について委員会に勧告する。

#### 4. 事務局

- メンバー間の建設的な作業の協力関係を促進する。
- 包括的で、全てのメンバーを含む形で、かつ透明性のある意思決定プロセスを推進する。
- メンバー及び委員会の任務及び責任に寄与する情報を管理及び配信する。
- 教育、特別及び専門業務の実施を推進し、委員会の措置の効果的な実施を支援する。
- 遵守委員会に対して、遵守/MCSに関する政策、計画、指針及び業務についての助言を行う。

コメント [L2]: この任務は、人的資源の課題及び手続規則との整合性次第である。

## パート 2：戦略目標、ゴール及び戦略

### 戦略目標：CCSBT の措置及び義務を最も適切に遵守する

この戦略目標に関するビジョンは、2020年までのものである。

- SBT を漁獲する全ての国及び主体は、CCSBT の措置に従って行動する
- 全ての SBT 商業漁獲量 (投棄、混獲及び偶発的捕獲を含む) が国別配分の制限量内に抑えられ、漁業に関連する全ての SBT 死亡量 (遊漁及び零細沿岸漁業を含む) が報告される (オプション 1)  
又は  
全ての SBT 商業漁獲量が国別配分の制限量内に抑えられる (オプション 2)
- SBT を対象とする漁業の環境への影響が回避され、改善され、緩和される
- 義務及び措置の遵守が費用対効果の高い形で実現される (最低履行要件を遂行することを条件として、メンバーに最小限の費用を課す)
- 報告 (監視情報) は、正確で、適時に、当を得たものとする
- メンバーの MCS 制度は、完全なものとし、遵守に関するリスクを管理する
- メンバーの遵守に関する情報は公表される
- 遵守に関する措置の効果が定期的にレビューされ、新たに生じた遵守に関するリスクが特定され対処される。

コメント [L3]:かかる修正は、CP 1 のセクション 1.1 における定義と調整するためのものである。

コメント [L4]: このビジョンの一部分について、メンバー間の合意が得られていないため、メンバーが検討すべきオプションを提案している。

遵守のための戦略目標に向けた作業において、委員会は、3つのゴールを採択する：

1. メンバーが効果的に義務を遵守するよう奨励する
2. メンバー及び非メンバーによる IUU 漁業に対する効果的な抑止策を策定する
3. 遵守に関する責任ある意思決定及び業務の実施

ゴールは、それぞれに貢献する多数の戦略を含んでいる。別添1は、戦略ごとに、今後3年間における優先措置を列挙している。第1期（2012年から2014年）における優先措置として、費用対効果の高い協力的な遵守体制のための基盤整備が中心となる。優先措置は、毎年レビューされ、追認されるか又は更新される。したがって、3年間の行動計画は、「生きた」文書となり、重点項目は時間とともに変更される。遵守計画のゴール及び戦略は、3年ごとにレビューされる。

### ゴール1：メンバーが効果的に義務を遵守するよう奨励する

これを実施するため、メンバーは以下に掲げる行動をとらなければならない。

- CCSBTにおける義務及び遵守戦略の策定に参画し、かかる義務及び戦略が公平かつ妥当なものであると確信する
- 自らの責任を理解し、これを受け入れる
- 全てのメンバーは一貫性のある頑健な方法で自らの義務を果たしていることを確認する

CCSBTにおける義務の効果的な実施を奨励するための戦略は、以下のとおり。

#### 1.1 義務を果たすための基準の設定

メンバーの義務及び関連する履行要件を明示する遵守政策1（CCSBTにおける義務を果たすための最低履行要件）に関し、委員会は、協力プロセスを通じて、これを最終化させ、その後定期的にレビューする。

#### 1.2 遵守に関する支援

委員会は、漁業MCS制度の開発及び実施を行うための技術及び財政支援を提供し又はその提供を促進する。この戦略は、主として発展途上国のメンバーを対象とするが、これに限らない。支援には、以下に掲げる項目が含まれ得る。

- 明確な指針の詳細
- 教育、訓練及び特別業務
- 技術コンサルタント
- 業務の共有
- 財政支援

#### 1.3 インセンティブ

委員会は、メンバーに対して、メンバー自らの遵守制度を監視及び改善するためのインセンティブを与える。それは、以下のとおり。

- 自主的に非遵守及び是正措置を公表した場合の寛大な対応
- 組織的な監視システムの実施に対する報奨

- 遵守制度に関して、「優秀」な設計、実施及び効果に対する報奨

優秀さに対する表彰、又は監査が必要な周期の延長も含まれ得る。

#### **1.4 情報共有**

委員会は、メンバーと、利害関係を有するその他の者（寄港国、市場国、NGO 及び一般市民等）との間の情報共有を推進する。これには、情報共有に関する障害物の積極的な撤廃、情報共有の費用を削減するための制度の設立、及び委員会に関する情報へのオープンアクセスが最大限利用できるようにするための政策の採択が含まれる。

情報共有政策（CP4）に基づき、メンバーは、メンバー間及び他の寄港国との間で MCS 情報について共有する。

#### **1.5 全員参加及び協力**

委員会は、CCSBT 加盟国を増加させるべく積極的に取り組み、非メンバーが（条約第 18 条の規定に基づき）加盟する又は CCSBT の措置に協力するための明確な道筋を設ける。

### **ゴール 2：メンバー及び非メンバーによる IUU 漁業に対する効果的な抑止策を策定する**

抑止力による遵守は、非遵守によって得られる利益よりも、それに伴う費用を高くすることで促進される。すなわち、逮捕されたり、制裁を受けたりする相応な機会が存在しなければならない。CCSBTにおいて抑止力を実現可能なものとするためには、メンバーに対して、自身の SBT 関連活動のための効果的な抑止力の策定を要請すること（すなわち、メンバーは、それぞれの国において効果的な監視及び取締り制度を導入しなければならない）、並びに協力的な遵守措置を策定しつつ執行することが必要である。

効果的な抑止力を実現するための戦略は、以下のとおり。

#### **2.1 メンバーの履行状況のモニタリング**

遵守委員会は、メンバーの履行状況をモニターする。これには、委員会の措置に基づく義務に関するメンバーからの定期報告も含まれる。メンバーからの報告は、遵守委員会によって分析され、またメンバーは、この報告に関する質問やフィードバックを受ける。

#### **2.2 メンバーの制度及びプロセスの監査**

遵守委員会は、メンバーに対して、SBTに関するMCS制度を定期的かつ自主的に監査することを要求する（監査政策CP2と整合的なものとする）。監査は、メンバーが自らの義務を果たすために実施してきた制度及びプロセスに焦点を合わせる。監査報告書は、全てのメンバーに公表される。この監査の目的は、メンバーのMCS制度の妥当性をメンバーに対して保証すること、改善点を特定すること、メンバーが義務を果たしていることについて委員会に対して保証することである。

### **2.3 疑義の調査**

メンバーが主要な保存管理措置及び義務（特に漁獲管理措置及びMCS措置）を遵守していないことについて、これを信じるに足る合理的な理由があった場合においては、是正措置に関する政策（CP3）に基づき、遵守委員会は調査を開始する。調査の結果は、委員会によって検討される。

### **2.4 是正措置及び改善措置**

委員会は、CCSBTの義務を遵守しないメンバーに適用されるは正措置及び/又は改善措置の種類及び程度を検討する。具体的な状況及び非遵守の程度に応じて、以下に掲げるは正措置及び改善措置が適用され得る。

- 公表
- リスク管理措置の強化（検査、オブザーバー等）  
MCS制度の改善
- 貿易又は市場制限（国際法と整合的な形で）
- 過剰漁獲に関する国別配分の返済
- 国別配分の保留
- 罰金

### **2.5 違法漁業**

委員会及びメンバーは、非メンバーのSBT漁業、及びSBTの新興市場の形成を積極的に監視する。CCSBTの義務に従わないSBT漁業を増長させる非メンバー及び寄港国は、CCSBTの措置に協力するよう奨励される。IUUによるSBT漁業に対して貿易及び市場措置等の措置が実施される（国際法と整合的な形で）。

### **ゴール3：遵守に関する責任ある意思決定及び業務の実施**

責任ある意思決定及び業務の実施とは、法令に基づく透明性のある意思決定及び費用対効果の高い遵守業務の実施であって、委員会の措置及び義務の策定及び実施に寄与するものを指す。

遵守に関する責任ある意思決定及び業務の実施のための戦略は、次のとおり。

### **3.1 措置及び義務**

委員会は、措置及び義務が公正及び公平なものであること、並びにメンバーに対して不合理な遵守費用を課すものではないことを確保する。委員会は、措置及び義務を策定する場合においては、リスク管理手法を採用する。すなわち、遵守リスクを特定及び評価すること（負の影響の重大さ及び発生可能性）、最も大きな負の影響をもたらすと考えられるリスクを管理するための対応を決定すること（すなわち、起こり得る損害の分析及び最も重要度の高いリスクに対処するための最善策の決定）である。新たに生じる遵守に関するリスクに対処するべく、又は効果のない措置若しくは非効率な措置と置き換えるべく、新たな措置を策定する必要があるかもしれない。

**コメント [L5]:** 委員会の意思決定プロセスは、既に規定されており、遵守計画の原則は透明性について網羅していることから削除した。

### **3.2 遵守政策**

遵守委員会は、メンバーの義務に関する具体的な情報及びかかる義務の履行状況の監視方法に関する具体的な情報をメンバーに提供する遵守政策を策定し<sup>1</sup>、定期的にレビューする。同政策は、委員会がメンバーの履行状況が悪いと判断する方法及びその場合の対応手段を規定する。

### **3.3 MCS 制度及び業務**

遵守委員会は、政策及び指針を策定し、メンバーが効果的な MCS 制度及び費用対効果の高い遵守業務を計画し及び実施することを支援する。かかる政策及び指針は、メンバーの義務に基づくものとし、遵守に関するリスク（すなわち、義務を果たさないことのリスク）を回避、改善又は緩和するための最善の方法に焦点を合わせる。

### **3.4 MCS 業務の実施**

事務局は、遵守委員会に対して、遵守に関する政策及びプロセスについての助言を行い、並びに共同で利用する遵守業務の指定や発注に関する支援を行う。予算上の決定を前提として、事務局は、委員会に対して、MCS 業務を提供することができるが、これは、費用対効果が高く、かつ事務局の中心的な任務である委員会へのサポート、円滑化及び情報管理を阻害しない形で実施することが可能な場合とする。かかる業務は、専任職員又は業務契約を通じて実施することができる。

### **3.5 調査及び開発**

遵守委員会は、MCS 制度の実施を加速するべく、新しい技術及び手法に関する調査を実施する。有望な技術については、試験的に実施し、その実用性及び費用

<sup>1</sup> 遵守政策案は、最低履行要件 (CP1)、監査 (CP2)、是正措置 (CP3) 及び情報共有 (CP4) に関して策定されている。

*Compliance Plan Final Draft*  
30 June 2011

対効果について評価する。当該試験のための費用配分は、遵守に関するリスク及び便益に基づくものでなければならない。試験のための資金を拠出については、技術及びその適用に応じて、メンバーが個別に又は協力して行うことができる。

### パート 3：計画の実施及びレビュー

#### 実施責任

CCSBT 遵守計画は、拡大委員会によって承認され、そして全面的に支持される。

遵守委員会は、委員会の指揮及び監督の下、計画の実施の管理についての責任を有し、これには、遵守に関するリスクの毎年の評価、並びに行動計画の 3 年ごとのレビュー及び更新が含まれる。

事務局は、遵守委員会及び委員会の両方に対して、技術的及び事務的な支援を行うとともに、管理及び統治上の両委員会の責任の観点から遵守政策に関する助言を行う。

#### レビュー

委員会は、3 年ごとに遵守計画の戦略目的、ゴール及び戦略（パート 2）をレビューする。3 年間の行動計画（別添 1）は、遵守委員会によって毎年レビューされる。

承認年月日: \_\_\_\_\_

遵守計画パート 2（戦略目的、ゴール及び戦略）をレビューした日付: \_\_\_\_\_

## 別添 1. 3年間の行動計画（2012-2014年）

この別添は、今後3年間ににおける各ゴール及び戦略に基づく、優先的な行動について規定している。最初の期間（2012年から2014年）においては、費用対効果の高い協力的な遵守制度の基盤を整備することに焦点を合わせる。重点項目は、経時的に変更する。

**コメント [L6]:** メンバーは、バラグラフ 27 のリスクが適切に取り上げられていない点を指摘している。

ゴール1 - メンバーが効果的に義務を遵守するよう奨励する		年		
戦略	優先措置	2012	2013	2014
1.1 義務を果たすための基準の設定	1.1.1 メンバーに対して、助言を行い、自らの義務及び期待される履行内容を十分に認識させる			
	1.1.2 最低履行要件を策定及び採択（遵守政策1）			
1.2 遵守に関する支援	1.2.1 インドネシアに対して MCS の支援計画を提供（2011-12年漁期から開始）			
	1.2.2 MCS 制度のベストプラクティスを特定及び共有	9月まで		
1.3 インセンティブ				
1.4 情報共有	1.4.1 CP4 を実施し MCS に関する情報を共有			
	1.4.2 情報へのオープン・アクセスを最大限活用するための政策を策定（共有される情報、対象者、共有方法について特定することを含む）			
1.5 全員参加及び協力	1.5.1 新規メンバーのための政策枠組みの策定（新規メンバーの SBT 漁獲へのアクセスを含む）			
	1.5.2 寄港国及び市場国に対して CDS への協力を奨励（実施中）			

**ゴール2：メンバー及び非メンバーのための効果的な拘束策を策定する**

戦略	優先措置	年		
		2012	2013	2014
<b>2.1 メンバーの履行状況のモニタリング</b>	2.1.1 メンバーが義務及び最低履行要件について報告するための修正しあつ統一したテンプレートの策定			
	2.1.2 履行状況に関するメンバーカからの報告書の検討を含む履行報告制度の実施		9月まで	
<b>2.2 メンバーの制度及びプロセスの監査</b>	CP2（監査政策）に基づき以下を実施：		9月まで	
	2.2.1 承認された監査員リストの作成			
	2.2.2 監査員のためのワークショップの開催			
<b>2.3 緊急の調査</b>	2.2.3 監査報告の受領、結果の分析及び適切な措置の実施			
	必要に応じて実施			
<b>2.4 是正措置及び改善措置</b>	必要に応じて実施			
<b>2.5 違法漁業</b>	2.5.1 既存の二国間協定及び国際的なネットワーク（国際的な監視、管理、取締りネットワーク等）を土台として、メンバーが自国船舶の履行状況及び全てのIUU漁業をより適切に監視し、非遵守の調査を行うことができるようにする			
	2.5.2 IUU SBT漁業及び新興 SBT市場のための組織的監視制度の実施			
	2.5.3 非メンバーである寄港国及び市場国に対して支持及び支援を要請し、IUU SBT漁業への対抗措置を実施（実施中）			

**コメント【L7】:**かかる修正版のテンプレートは、事務局によって作成される予定。これは、既存の遵守行動計画アンプレートを充実させたものになると考えられる。

戦略	優先措置	年			
		2012	2013	2014	
<b>3.1 措置及び義務</b>	<b>3.1.1 措置及び義務をレビュー及び合理化し、不必要的遵守上の費用を削減</b>				
<b>3.2 遵守政策</b>	<p>3.2.1 以下に関連する遵守政策の採択及び実施：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-最低履行要件及び報告</li> <li>-監査</li> <li>-是正措置及び改善措置</li> <li>-情報共有</li> </ul> <p>3.2.2 遵守に関するリスク評価の枠組みを作成し、メンバー及び遵守委員会による遵守/MCS計画策定及び優先付けのための一貫性がありかつ協調的な手法を推進</p> <p>3.2.3 非遵守の疑義に関する調査のための政策の策定（戦略 2.3 の実施を支援するため）</p>				
<b>3.3 MCS 制度及び業務</b>	<p>メンバーハーの遵守に関する費用を削減し、MCS 業務の費用対効果を改善するため</p> <p>3.3.1 以下について調査</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. メンバー及びRFMOにおけるVMSの合理化</li> <li>2. RFMOにおける共通の船舶登録の共有</li> <li>3. 他のRFMOとともにCDSを合理化</li> </ol> <p>3.3.2 合理化された決定の実施</p>				
<b>3.4 MCS 業務の実施</b>	<p>3.4.1 地域オペレーターが、SBT 遵守体制を支援する必要なオペレーター業務を実施することを確保</p> <p>3.4.2 全ての転載オペレーターが CCSBT における義務に関する訓練を受けていることを確保（SBTがある場合）</p>				

3.5 調査及び開発	3.6.1 オブザーバー、証明者、確認者が SBT (特に 1 次処理されたもの) を同定するのを支援するための新技術及び設備に関する調査及び開発
------------	---

## CCSBT の義務を遂行するための最低履行要件 遵守政策 1

### 1. はじめに

この政策は、メンバー及び委員会の協力的非加盟国 (CNM) が、CCSBT の保存管理措置についての自らの義務を遂行するための最低履行要件を規定している。全ての義務はメンバー及びCNM の両方に適用されることを前提としている。別段の記載がある場合を除き、いずれの「メンバー」にも CNM が含まれ、いずれの「委員会」にも拡大委員会が含まれるものとする。この政策には、委員会及びCCSBT 事務局の義務は含まれない。

この政策にある保存管理措置及び義務は、CCSBT 事務局から提供されたものであり、CCSBT の決議、決定及び勧告の原文から引用されたものである。この文書の関連するセクションの冒頭部分において、各々の措置の公式名称（該当する場合）及び全文へのリンク<sup>1</sup>が示されている。一部の義務については、理解し易いように、原文の決議、決定又は勧告とは別に、その記述及び順番に変更を加えている。かかる義務の正式な規定については、決議、決定又は勧告の原文を参照されたい。

一部の措置は、情報又はデータの共有に関する規定を包含している。これらの共有に関する取決めについては、関連する決定決議の一部として、並びに/又はCCSBT によって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則の一部として、頻繁に機密性に関する規定に關連付けられている。かかる機密性に関する取決めについては、この文書には含まれていない。

### 2. 目的

この政策の目的は、CCSBT の義務の実施を改善することである。この政策によって、全てのメンバーが、既存の義務、及びかかる義務の健全な実施が期待される基本的な事項に対して共通の理解を持つことが可能となる。また、この政策は、各メンバーの実施手続上の観点から、透明性についても提供するものである。この政策は、メンバーに対して、次のとおり要請する。

<sup>1</sup> このリンクは、CCSBT の新しいウェブサイトの運用が開始されれば、変更される可能性がある。その際には、新しいリンクを反映するべくこの文書を更新する必要がある。

a) CCSBTの義務を遂行するべく、規則、運用制度及びプロセスを作成し、規定し及び実施する。

b) 規則、運用制度及びプロセスの有効性について報告する。

個別具体的な義務に対する最低履行要件の詳細さの程度は、義務の実施に関する遵守リスク、及び全てのメンバーによって実施される、より一貫性がありかつ厳格な手法に対する必然的な要求を反映している。遵守に関する追加的なリスク（義務の履行に関連するもの）が生じた場合には、今後、履行要件に更に手が入る可能性がある。

### 3. 政策提言

コメント [L1]: このセクションは、政策のうち、義務となる事項と任意となる事項を強調するべく再構成した。

メンバーは、2012年9月までに、この遵守政策の別添1において規定された最低履行・報告要件を遂行し、又はそれ以上のことを実行することが期待される。

1. 遵守委員会は、個々の状況に応じて、特定のメンバーに関して、施行日を遅らせることに合意することができる。

2. 全ての規則、運用制度及びプロセスが実施されなければならない。

3. 漁獲管理、許可及びMCSに関する措置（別添1のグループ1-3）については、全ての運用制度及びプロセスが規定されなければならない。また、メンバーは、科学及び生態学的関連種に関する措置（別添1のグループ4及び5）についても、自らの運用制度及びプロセスを文書化するよう要請される。

4. いずれの規定においても、以下に掲げる事項を含めなければならない。規則遵守の監視方法の特定

- 発見された全ての非遵守に対する制裁の特定
- 運用制度及びプロセスの全ての事項を実施する所管官庁への責任の付与
- 義務を遵守する際の規則、制度及びプロセスの有効性を評価するための基準及び手続

5. 履行に関する年次報告書は、以下に掲げる事項を含めなければならない。

- 最低履行要件を満たす方法及びその監視方法についての規定
- 義務及び履行要件を満たすための規則、運用制度及び手続の効果の評価
- 全ての遵守リスク、又は規則、運用制度若しくは手続上の不備の公表

各々のメンバーアンダーコンソーシアムは、特定の義務に関する変更を提案することができます。変更内容は、少なくとも別添1の最低履行要件と同程度の厳格さを持つものであることを証明するものでなければならない。提案する変更内容は、委員会に提出し、その承認を得らなければならない。承認された変更内容は、この文書及びこの遵守政策提言の様式の部に添付される。

CCSBTにおける一部の義務は、最低基準を有する。かかる最低基準及びその更新情報は、この政策において引用されている。それらは、以下のとおり。

- 別添2 (CCSBTメンバー及び協力的非加盟国との標識放流計画に関する最低限の手続及び情報基準) 、CCSBT漁獲証明制度の実施に関する決議 [CDS決議](#)
- 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議、セクション3（洋上転載）、付属書1（CCSBT転載申告書）及び付属書2（CCSBT地域オブザーバー計画）
- CCSBT科学オブザーバー計画規範 [科学オブザーバー計画規範](#)

### 定義

この政策において、以下の用語が使用される。

- 運用制度及びプロセスサービス義務及び規則を履行するために必要となる業務を提供する手段。権限の付与、確認、オブザーバー、取締り、調査等の業務。
- 規則一法的に拘束力のある又は強制力のある指示、義務又は条件。規則には、法令、規制、及び許可、免許又は権限の付与の条件が含まれる。
- 剰裁一発見された非遵守又は違法行為に対して課せられる罰則又はその他の是正措置

この政策において、漁獲証明制度（CDS）に関する定義を適用する。

- 証明とは、CDSの様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを最初にチェック及び承認することをいう。一般的に、証明とは、関係する事業の実施（例：漁業、蓄養、輸入又は輸出）を代表する、又はそれにに対して責任を有する個人によって実施される。
- 確認（validation）とは、CDSの様式において、詳細な情報が十分かつ正確に記録されていることを二番目にチェック及び承認することをいう。確認の手続きには以下に掲げる事項が含まれる。
  - (1) 文書の確認
  - (2) ランダムサンプリングを通じた SBT 製品及び関連する文書の検査。これらのサンプリングは以下を対象に実施される。

コメント [L2]: これらの定義は、この政策における用語の適用方法についての共通認識を持つために追加される。

- a. 蕁養場
- b. メンバーの港に水揚げする船舶、又はメンバーの港から再輸出する船舶
- c. 外国の港に水揚げする船舶

- (3) 外国の港におけるメンバーの船舶による転載の監視
- 必要となるいかなる検査も CDS の様式を確認する前に完了しなければならない。確認 (validation) は、政府職員又は CDS 文書の確認権限を正当に委任されたその他の個人によって実行される。
- 確認 (verification) とは、流通のあらゆる段階における SBT 又は市場に持ち込まれた SBT が CDS の文書化要件と整合的であることを承認又は監査するためのサンプリング、監視及び調査手続きをいう。確認 (verification) は、メンバーの権限ある当局によって実施される。確認 (verification) には、以下に掲げる事項が含まれる。
    - CDS 文書及び SBT 製品のサンプルの検査及び分析、並びに特定された不調和又は不正行為の調査
    - CDS 文書が不完全又は添付されていない SBT の供給を特定及び調査するための市場の監視

#### 4. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項:
委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 政策の承認</li></ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>● 年次報告書のレビューを通じたメンバーの遵守の監視</li><li>● この政策のレビュー及び改正</li></ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"><li>● 規則、運用制度及びプロセスの策定及び実施</li><li>● 進捗及び有効性に関する報告</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>● 報告書のテンプレートの作成</li><li>● この政策及び年次報告書のウェブサイト掲載</li></ul>

## **5. 政策のレビュー**

この政策及び最低履行要件は、政策が承認された日から 3 年ごとにレビューされる。メンバーは、いつでも単一の又は複数の最低履行要件のレビューを要求することができる。かかる要求は、レビューすべき理由とともに遵守委員会の年次会合に提出しなければならない。

## **6. 承認**

この政策は、委員会によつて承認された。

\_\_\_\_\_  
委員会議長

日付: \_\_\_\_\_

レビューの日付: \_\_\_\_\_ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

## 別添 1. 最低履行要件

この別添は、メンバーが各保存管理措置に関連する義務を履行するための最低履行要件について規定している。かかる保存管理措置は、以下のグループに分類される。

- 1 漁獲管理措置
- 2 許可措置
- 3 MSC 措置
- 4 科学的措置
- 5 生態学的関連種に関する措置
- 6 定期的報告措置

### 1. 漁獲管理措置

このセクションは、以下の措置に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

- 国別配分の遵守 (1.1)
- 遵守行動計画 (1.2)

#### 1.1 国別配分の遵守 (決定)

名稱： この措置の公式名称は存在しないため、「国別配分の遵守」を用いる。

リンク：CCSBT16 報告書のパラグラフ 49-51 及び 53、並びに CCSBT17 報告書のパラグラフ 52、54 及び 66  
[http://www.cssbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_16/ip\\_report\\_of\\_CCSBT16.pdf](http://www.cssbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_16/ip_report_of_CCSBT16.pdf)  
[http://www.cssbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_17/ip\\_report\\_of\\_CCSBT17.pdf](http://www.cssbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_17/ip_report_of_CCSBT17.pdf)

注：この措置に関連する義務は、拡大委員会の定期的な決定によって変更されるので、當時更新が必要となる。現行の義務は、2010 年及び 2011 年に開して合意された TAC 及び国別配分に関するものである。

1.1 国別配分の遵守		最低履行要件
義務		
i. 2010 年及び 2011 年については、各メンバーは、下記の「漁獲枠」の列において定められている 2 年間の平均漁獲量に拘束される。オーストラリア及びニュージーランドは、2 年間の平均漁獲量が「実際の漁獲枠の制限」の列に記載された数値を超えないよう自主的な削減を実施する。	<p>1. 各メンバーの商業漁業による SBT の全死亡量が、当該期間におけるかかるかなるメンバーの実際の漁獲枠の制限を超過することがないことを確保すべく規則を整備する。</p> <p>2. 資源評価分析を行うため、毎年、漁業に関する全ての死亡量（メンバーの管轄水域における遊漁及び沿岸零細漁業由来の実際又は推定漁獲量を含む）が拡大科学委員会に報告される。</p> <p>3. 以下に掲げる事項を行なべく、運用制度及びプロセスを整備する。</p> <p>a. 以下に掲げる事項を含め、毎年の漁獲取決めを実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 会社、割当保有者又は漁船ごとの配分の詳細</li> <li>ii. 「オリンピック」方式で漁獲を管理する場合にあっては、漁獲のリアルタイムモニタリングに関する取決め及び漁獲制限に達する前に漁業を停止するための取決め</li> </ul> <p>b. メンバーの管轄水域における他の漁業（遊漁及び沿岸零細漁業を含む）に関連する SBT の全死亡量を監視する運用制度及びプロセスは、以下に掲げる事項に適用する。</p> <p>a. 実際の漁獲量（投棄を含む）及び偶発的な死亡量を監視する</p> <p>b. 毎年の漁獲取決めの遵守状況を監視する</p> <p>c. 必要に応じて、制裁又は改善措置を科す</p> <p>5. 拡大委員会に提出された統計的に頑健な推定方法を通じて、漁獲死亡の全ての原因についての定量的推定量を最低 3 年おきに実施する。</p>	

名目漁獲量(トン)	漁獲枠(トン)	実際の漁獲枠の制限(トン)
日本	5665	2261
オーストラリア	5665	4015
ニュージーランド	1000	754
韓国	1140	859
台湾	1140	859
インドネシア	750	651

コメント【L3】: 実際の漁獲枠の制限にいかなる漁業死亡が含まれるかについて、明確な合意事項がないことが、メンバーから指摘されている。この書き振りは、戦略計画案における最近の修正を反映させると修正されている。

コメント【L4】: 資源評価の際は、全ての漁業死亡を考慮することになる。

義務	最低履行要件				
1.1 国別配分の遵守	<p>各メンバーに起因する商業漁業による SBT の全死亡量は、以下に掲げる内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>SBT の漁獲が許可されており、かつメンバーに登録されている漁船によって生じた全ての死亡 (投棄を含む)</li><li>メンバーの旗を掲げているが SBT の漁獲は認められない漁船による混獲</li><li>曳航中に生じた偶發的死亡</li></ul> <p>iii. 2010 年及び 2011 年それぞれにおける CNM の漁獲配分は、以下のとおり。</p> <table border="1"><thead><tr><th>漁獲枠 (トントン)</th></tr></thead><tbody><tr><td>フィリピン 45</td></tr><tr><td>南アフリカ 40</td></tr><tr><td>歐州共同体 10</td></tr></tbody></table> <p>コメント [L5]: 投棄を含めることについての合意はない。仮にこれが商業漁業の定義に含まれないとすれば、ESC に報告される全死亡量の推定値に含まれるべきである。</p> <p>コメント [L6]: SBT の混獲はこのリストに含まれる。なぜなら、仮にこれが生じた場合には、実際の漁獲枠の制限として計上及び報告されるべきだからである。</p>	漁獲枠 (トントン)	フィリピン 45	南アフリカ 40	歐州共同体 10
漁獲枠 (トントン)					
フィリピン 45					
南アフリカ 40					
歐州共同体 10					

## 1.2 遵守行動計画

名稱： 保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議

リンク：[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_ComplianceActionPlans.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_ComplianceActionPlans.pdf)

注：この決議のうち、過去の日程的な事項については、義務として列举していない。

1.2 遵守行動計画	
義務	最低履行要件
i. 遠洋はえ縄漁船を持つメンバーは、少なくとも次の3つの分野において改善を図ることを行動計画に明記するものとする。 <ul style="list-style-type: none"><li>• SBT の転載に対する寄港国検査<ul style="list-style-type: none"><li>➤ メンバーは、SBT の転載を行う外地港を指定し、それ以外の外地港での転載を禁じ、効果的な検査に必要な関連情報を共有するためこのようないくつかの国と情報交換をしなければならない。<ul style="list-style-type: none"><li>• 漁獲努力量の 10% をカバーする乗船科学オブザーバーを通じた漁獲データの確認。</li><li>• メンバー及び CNM の当局による自国船舶籍船に対する実際の漁獲物検査。</li></ul></li><li>• 上記の措置は、いざれも合法的な SBT の商業取引を阻害しない方法で実施しなければならない。</li></ul></li></ul>	<p>1. 遵守行動計画は、以下に掲げる事項を含まなければならぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. SBT の転載又は水揚げが可能な外地港を特定する</li><li>b. 他の外地港における転載又は水揚げを禁止する</li><li>c. 以下の地点における検査義務を特定する<ul style="list-style-type: none"><li>i. 国内港</li><li>ii. 指定外地港</li></ul></li><li>d. 効果的な検査を実施するべく、漁獲量の検査方法及び指定外地港のある寄港国へ伝達する情報の内容を具体化する（確認履行要件のセクション 3.1(D)xx-xxii を参考）</li><li>e. 科学オブザーバーが（乗船時に）、漁獲標識様式（CDS 履行要件のセクション 3.1 C xi を参照）に記録された詳細についての毎日の検証を含め、漁獲データを毎日検証することを確保する</li></ul> <p>コメント [L7]: この規定及び 3.1C を修正することにより、水揚げ時に重量及び体長の測定を含めることができる。</p>
1. SBT を蓄養するメンバーは、いけすに移送する SBT の 10% をモニタリングするため、ステレオビデオシステムによる商業ベースの調査を 2011 年漁期に実施し、同システムが有効であることを示された場合には、2012 年漁期において、SBT のいけすへの移送のモニタリングのために SVM を採用する。	<p>1. ステレオビデオモニタリング (SVM) の商業ベースの調査結果を、2011 年の遵守委員会年次会合に報告する。</p> <p>2. 仮に調査によつて SVM が有効であることが示された場合には、2012 年漁期において、SBT のいけすへの移送のモニタリングのために SVM を採用する。</p>

義務	最低履行要件
1.2 遵守行動計画	<p>3. 仮に、調査の結論が出ない場合又は SVM は既存のモニタリングよりも不正確であることが判明した場合には、いっけずに移送される SBT をモニタリングする代替的なシステムに関する提案を 2011 年の遵守委員会年次会合に提出する。</p>

## 2. 許可措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関する義務についての最低履行要件を規定している。

- 許可蓄養場記録 (2.1)
- 許可船舶記録 (2.2)
- 許可運搬船記録 (2.3)

### 2.1 許可蓄養場記録（決議）

名称：許可蓄養場の記録の創設に関する決議

リンク：

[http://www.csbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_AuthorisedFarms.pdf](http://www.csbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_AuthorisedFarms.pdf)

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない SBT 蓄養場は、SBT の蓄養事業の許可を受けているものとはみなされない。

義務	最低履行要件
i. メンバーは、その管轄水域において SBT 蓄養事業の許可を受けている蓄養場のリストを事務局長に提出しなければならない。	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定し適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. SBT の蓄養事業を行う蓄養場に許可を与える</li><li>b. 蓄養場が許可を受けた日から 1か月以内に、当該許可を受けた蓄養場に関する必要な全ての情報を、事務局長に</li></ul>
ii. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録への追加、削除及び/又は修正について、かかる変更が生じた場合に	

コメント [L8]: この要件を記載するかどうかについて、相反する意見が見られた。

コメント [L9]: これは、事務的な履行要件である。次のセクションにある規則及び運用制度は、登録された蓄養場だけが SBT の蓄養に使用されることを確保することを意図している（すなわち、義務 2.1(iv)の遵守）。

義務	最低履行要件
は、事務局長に通知しなければならない。	<p>提供する。</p> <p>c. あらゆる更新情報を直ちに事務局長に提出することとし、これは変更があった日から1か月を超えてはならない。</p> <p>d. SBT 漁業を許可された CCSBT 蓄養場記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段によって、許可に関する情報及びあらゆる更新情報を提出する</p> <p>コメント [L10]: 同様式は現在修正中である。</p>
iii. メンバーは、許可を受けた蓄養場が、関連する CCSBT の措置を遵守することを確保しなければならない。	<p>1. 以下に掲げる事項を確保すべく規則を整備する。</p> <p>a. 許可を受けた蓄養場が関連する CCSBT の措置を遵守する</p> <p>b. 現行の許可蓄養場記録に登録がない蓄養場への SBT の水揚げ又は同蓄養場からの水揚げを行わない（国内産、輸出、輸入又は再輸出を問わない）</p> <p>2. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定する。</p> <p>a. 全ての蓄養業者に対して、CCSBT の措置に関連する自らの義務を認識させる</p> <p>b. 許可を受けた蓄養場及び該当する場合にはその更新情報を事務局長に通報する前に、SBT の活け込み、収穫又は移送が実施されないようにする</p> <p>3. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを適用する。</p> <p>a. 蓄養場による規則の遵守状況を監視する</p> <p>b. 必要な場合には、制裁及び改善措置を課す</p> <p>コメント [L11]: この義務の履行要件は、CDS に関する要件を 1 まとめてくべく 3.1 D に移行した。</p>
iv. メンバーは、許可蓄養場に関する CCSBT の記録に登録されない蓄養場からの及び同蓄養場への SBT の国産品の水揚げ、輸出、輸入及び/又は再輸出を許可してはならない。	<p>v. CDS の有効性を確保するべく、以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• メンバーは、蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録</li> </ul> <p>セクション 3.1 D (CDS 確認 (validation) ) 参照</p>

義務	最適実行要件
2.1 許可蓄養場記録	<p>されている場合に限り CDS 文書を確認しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"><li>蓄養を行うメンバーは、蓄養 SBT に対して、国内販売の最初の地点まで、当該蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限って確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない</li><li>メンバーは、蓄養 SBT の輸入について、当該蓄養施設が CCSBT 許可蓄養場記録に登録されている場合に限つて確認された CDS 文書が添付されるよう命じなければならない</li></ul>

## 2.2 許可船舶記録

名稱：2008 年 CCSBT15 において採択された“違法、無規制、無報告漁業(IUU)及び 24 メートル以上のみなみまぐろ漁業許可船の CCSBT の記録の設定に関する決議”の修正決議

リンク：[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution%20on%20modified%20authorised%20vesse%20list.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution%20on%20modified%20authorised%20vesse%20list.pdf)

注：この決議の目的上、この記録に登録されていない漁船は、SBT の漁獲、船内保持、転載及び水揚げの許可を受けているものとみなされない。

義務	最適実行要件
2.2 許可船舶記録	<p>i. メンバーは、以下の事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>自国の登録下にある全ての船舶がみなみまぐろの IUU 漁業活動を行わないよう確保する</li></ul> <p>コメント [H12]: このセクションにおいては、VMS に関する要件は除外している。これらは VMS に関する義務についてのセクション 3.2 において記載されている。</p>

義務	最低履行要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関連の法律と合致した形で、IUU漁獲を防止、抑止、根絶するためのあらゆる可能な行動をとる</li> <li>• みなみまぐろに関するIUU漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた自国のIUU措置の実施状況をレビューする</li> </ul> <p>2. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. IUU漁業の発見及び抑止</li> <li>b. IUU漁業を発見及び抑止するためのメンバーハーとの協力協定を策定する</li> <li>c. IUU漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた自国のIUU措置の実施状況をレビューする</li> </ol>	<p>事項を含む運用制度及びプロセスを策定する。</p> <p>a. IUU漁業又は更宜置籍船にに関する全ての情報について、可能な限り早急に他のメンバーと共有する</p> <p>b. IUU漁業活動を発見するべく、他のメンバーとの協力協定を策定する</p> <p>2. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. IUU漁業の発見及び抑止</li> <li>b. IUU漁業を発見及び抑止するためのメンバーハーとの協力協定を評価する。</li> <li>c. IUU漁業の問題の進捗状況、及び定期的に必要とされるさらなる措置の採択を含めた自国のIUU措置の実施状況をレビューする</li> </ol> <p>ii. メンバーは、SBTの漁獲を許可された自国の旗を掲げる漁船のリストを、事務局長に提出しなければならない。</p> <p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. メンバーの旗を掲げる個々の漁船に対して、SBT漁業の許可を与える</li> <li>b. 漁船に許可を与えた日から1か月以内に、当該許可を受けた漁船についての必要な情報を提供する</li> <li>c. 全ての更新情報を事務局長に提出する、</li> </ol> <p>オプション1：</p> <p>以下に規定する四半期ごとに。ただし、船舶が、CCSBT船舶許可が必要な操業に着手しようとしている場合においては、可能な限り速やかに当該更新情報を提出しなければならない。四半期ごとの更新にかかる期限は、以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>i. 1月–3月更新–4月15日まで</li> <li>ii. 4月–6月更新–7月15日まで</li> </ol>
	<p>iii. メンバーは、CCSBTの記録におけるいかなる追加、削除及び又は修正についても、このような変更が生じた際に速やかに事務局長に通知しなければならない。</p>

義務	最低履行要件
<p>iv. 記録に登録されている船舶の旗国であるメンバーは、以下について行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自国の漁船が CCSBT 条約及びその保存管理措置に基づく要件及び責任を遂行できる場合にのみ、自国の漁船に SBT を漁獲する許可を与える</li> <li>• 自国の漁船が関連するすべての CCSBT 保存管理措置を遵守することを確保するための措置を講じる</li> <li>• CCSBT の記録に掲載されている自国の漁船が、有効な船舶登録証書並びに漁獲及び又は転載のための有効な許可証を船上に保持することを確保するために必要な措置を講ずる</li> <li>• 当該船舶が IUU 漁業活動の経歴を有する場合、船主は当該船舶が二度とそのような活動に従事しないことを示す十分な証拠を提供したことを確認する</li> <li>• CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者及び操業者が、CCSBT の記録による SBT の漁業活動に從事していない漁船による SBT の漁業活動に從事又は関与していないことを、国内法で</li> </ul> <p>iii. 7月–9月更新 – 10月15日まで</p> <p>iv. 10月–12月更新 – 1月15日まで</p> <p>オプション2 :</p> <p>変更が生じた場合には直ちに</p> <p>d. 全ての許可情報及び更新情報が、電子的かつ、CCSBT 許可漁船に関するデータ提供様式を利用して、事務局長に提出されることを確保する</p> <p>2. 運用制度及びプロセスを、船舶許可の実施及び監視に適用する。</p> <p>1. 許可を受けた漁船が関連する CCSBT 措置を遵守することができるよう規則を整備する。これには、以下に掲げる事項について要求することが含まれる。</p> <p>a. いかなる時においても、メンバーの旗を合法的に掲げ、かつ当該漁船の詳細が許可船舶記録において適正に登録されている漁船に限り、SBT の漁獲、船上保持、転載又は水揚げが許可されること</p> <p>b. 漁船の船主又は漁業許可受給者は、メンバーの管轄下の市民又は法人であること、並びに取締り活動及び制裁の適用の対象となること</p> <p>c. IUU 漁業の実績がある全ての漁船について保証金を出させること</p> <p>d. 船主及び操業者が全ての SBT 漁業活動を公開すること</p> <p>2. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定する。</p> <p>a. 全ての漁労長に対して、CCSBT の措置に関連する自らの義務を認識させる</p>	

コメント [L15]: メンバー配分を使用してきた全ての用船は、当該旗国メンバーによって船舶記録に登録されなければならぬ。

コメント [L16]: これについては、メンバー間の議論を要する。この提案は、以後 IUU 漁業に従事しないことを保証する何らかの様式を提出するもの。(当該船舶が IUU 漁業を行わないことの証拠として) (2.2(iv) 4つの黒点参照)

コメント [L17]: CDSに関する要件をまとめるべく、2.2 (vi)の義務を実行する履行要件は、セクション 3.1 D (権器) に含めた。

義務	最低履行要件
<p>可能な範囲で確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規制又は懲罰的措置が効果的にとられるように、CCSBT の記録に掲載されている漁船の所有者が、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国内の市民又は法人であることを確保するために、国内法で可能な範囲で必要な措置を講ずる</li> </ul>	<p>b. SBT を対象とした漁業及び/又は転載を行っている疑いがあり、かつ、許可船舶登録に登録されていない全ての漁船について、メンバーやによる調査の後、可能な限り速やかに、当該漁船に関する情報を事務局長に提出する。かかる情報には、船舶の旗国、船舶の位置（可能な場合）、操業者の名称、船舶識別番号又は信号符字、並びにその他の船舶及び操業者を発見及び特定に役立ち得る情報が含まれる</p>
<p>v. メンバーは、CCSBT の記録に掲載されていない漁船による SBT の漁獲、船上保持、転載及び水揚げを禁止しなければならない。</p>	<p>3. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを適用する。</p>
<p>vi. CDS の有効性を確保するべく、以下について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旗国であるメンバーは、CCSBT の記録に掲載されている漁船についてのみ、CDS 文書を確認しなければならない</li> <li>メンバーは、漁船によって漁獲された SBT が、その管轄内で転載、国産品としての水揚げ、輸出、輸入又は再輸出される際、CCSBT の記録に掲載された船舶について確認された CDS 文書の添付を求めなければならない</li> <li>メンバーは、CDS 文書が偽造されないこと、又は虚偽記載が行われないことを確保するべく協力しなければならない</li> </ul>	<p>a. 漁船の規則遵守のモニタリング</p> <p>b. 必要に応じた制裁又は改善措置の執行</p>
<p>vii. メンバーは、CCSBT の記録に登録されていない漁船が、SBT 漁業及び/又はその転載に従事していると疑うに足る合理的な根拠がある場合は、それを示す全ての事実関係を事務局長に通報しなければならない。</p> <p>viii. 拡大委員会及び関係するメンバーやは、相互に連絡し、FAO 及びその他関連する地域漁業管理機関とともに、適切な措置を策定し実施するべく最善の努力を尽くす。この場合</p>	

2.2 許可船舶記録	
義務	最低履行要件
	において、実行可能であれば、他の海域における他のまぐろ資源に対する悪影響を避けるべく適宜同様の性格の記録を設定する。そのような悪影響とは、IUU漁船の SBT 漁獲から他の漁業へのシフトから生ずる過剰漁獲の圧力も含まれる。

### 2.3 許可運搬船記録（転載決議の一部）

名稱：国家の主権を超えた水域における洋上転載を受けることを認められた船舶の記録（「大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議」のセクション 2 より）

リンク：

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transhipment%60resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%60resolution.pdf)

注：転載決議の他の規定については、セクション 3.3（転載監視計画）のとおり。この決議の目的上、この記録に登録されていない運搬船は、洋上転載による SBT の受け取りの許可を受けているものとはみなされない。

#### 2.3 許可運搬船記録

義務	最低履行要件
i. メンバーは、CCSBT 事務局に対し、自国の LSTLV から洋上転載物を受け取ることを認められた運搬船のリストを提出しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及び手続を規定する。 a. 自国の許可漁船（LSTLV）から洋上転載物を受け取る各運搬船に許可を与える b. 許可運搬船が、以下に掲げる義務を遂行することを確保する（転載監視履行義務 3.3 を参照） i. オプザーバーに対して、乗船を許可し、宿泊設備を提供する ii. オプザーバーの職務を遂行するためには彼らと協力す

<p>ii. 各メンバーハーは、最初のCCSBT運搬船記録が作成された後、CCSBT運搬船記録への追加、削除及び又は修正が生じた時は、事務局長に対し、速やかに通知しなければならない。</p>	<p>iii. オブザーバーに対して、決して干渉したり、影響を与えるべきではない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>c. 運搬船に許可を付与してから1か月以内に、当該運搬船に関する必要な情報を、電子的な手段によって事務局長に提出する。</li><li>d. 全ての更新情報を直ちに事務局長に提出することとし、これは修正が生じたときから1か月以内に行う。</li><li>e. 全ての許可及び更新情報について、CCSBT許可運搬船記録に関するデータ提供様式を利用して、電子的な手段で事務局長に提供する。</li></ul> <p>iii. 洋上転載を認められた運搬船は、漁船監視システム(VMS)の搭載と稼動が要求されなければならない。</p>
---	---

### 3. MCS 指置

このセクションは、以下に掲げる措置に関する義務についての最低履行要件を規定している。

- 漁獲証明制度 (3.1)
- 船舶監視制度 (3.2)
- (海上) 転載監視計画 (3.3)

#### 3.1 漁獲証明制度 (決議)

名稱: **CCSBT** 漁獲証明制度の実施に関する決議

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Resolution\\_CDS.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Resolution_CDS.pdf)

注: 以下、「メンバー」という用語はこの文書の他の部分と同様に CNM を含み、「メソバード/OSEC」という用語は、メンバーハー、CNM 及び CDS に協力するその他の国/漁業主体を含む。「類似」の業務を一まとめにするため、CDS の義務を以下のとおりに分類した。

- A. 一般条項及び適用
- B. 標準 CDS 文書の修正
- C. 標識装着
- D. 確認
- E. 文書の保持及び事務局への提出
- F. CDS 文書の検証

#### 3.1 漁獲証明制度

A. 義務 (一般)	最低履行要件
i. 全てのメンバーは、みなみまぐろ(SBT)のための CCSSBT CDS を実施し、この決議に該当する全ての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSSBT CDS は、CCSSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。	1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定する。 a. 許可蓄養場、漁船及び運搬船の全ての所有者及び事業者/操業者運行者、並びに SBT にかかる全ての加工業者、輸入業者、輸出業者は、CCSSBT の義務を認識する
ii. メンバー/OSEC の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ、	

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務（一般）	最低履行要件
<p>輸出、輸入及び再輸出について、全てのSBTは、漁獲モニタリング様式、また必要な場合<sup>2</sup>には、少なくとも1つの再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式も含め、添付されなければならない。本要件の免除は認められない。ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>肉以外の魚体の部位(即ち、頭、目、卵、内臓、尾)については、文書なく輸入することができる</li> <li>遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバーは、その遊漁に対するCCSBT CDSの要件を免除することができる</li> </ul> <p>iii. メンバーの管轄権の下での、蓄養場へのSBTの移送及び蓄養場間のSBTの移送は、規定に則り、蓄養活け込み様式及び蓄養移送様式として文書化されなければならない。</p> <p>iv. CCSBT CDS文書は、固有の番号が付されていなければならぬ。</p>	<p>b. CDS文書は、固有の番号が付与されるとともに、記入要領に従い全てが記入される</p> <p>c. 関連するCDS文書をSBTに添付する。これには、以下に掲げるものが含まれる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>全ての転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入及び再輸出については、漁獲モニタリング様式</li> <li>国産品として水揚げされたSBTの全ての輸出及び全ての再輸出については、再輸出/国産品水揚げ後の輸出様式</li> <li>漁船からSBT蓄養場への全てのSBTの移送については、蓄養活け込み様式</li> <li>メンバーの管轄水域における許可蓄養場間での全てのSBTの移送については、蓄養移送様式</li> </ol> <p>d. CCSBT CDSの証明義務を有する全ての者は、文書を証明するための手続き及び要件を規定する。これには、以下に掲げるものが含まれる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>オプション1 漁獲標識様式の証明者は、天然SBTについては漁労長とし、蓄養SBTについては蓄養業者でなければならぬ 又は オプション2 漁獲標識様式の証明者の指名及び役職を特定する</li> <li>ii. 漁獲標識様式は、体長及び重量の詳細が、記録が行われた月の末日までに証明されることを要求する</li> </ol>

**コメント [L18]:**一部のメンバーはこの要件の意図は、またいくつかのメンバーは、CTFを証明するのに最も適した者は誰なのかについて議論する必要性を指摘した。証明の手順が規定されていない場合、確認者は、証明場所が適切に実行されたのかどうかについて、(その後)評価することが困難になるであろうことに留意されたい（セクション3.1D参照）。かかる提案は、メンバーに対して、CDSの様式を証明する者（一部のケースでは、これは政府機関になる可能性がある）に文書化の要件を課すよう要請するものである。

**コメント [L19]:**この要件の意図は、証明が速やかに行われ、あらゆるエラーが修正可能となる可能性を高めることを確実にするものである。

<sup>2</sup> 全てのSBTの再輸出、国産品として水揚げされたSBTの全ての輸出が該当する。

3.1 漁獲証明制度	
A. 義務（一般）	最低履行要件
	<p>e. SBT の曳航及び蓄養に関する全ての者は、以下に掲げる事項を実行するための手続きを定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 各漁船による漁獲に関する事項を明らかにする</li> <li>a) 漁獲時及び曳航時における日ごとの SBT 死亡量</li> <li>b) 各蓄養場に移送される SBT の量（尾数及び重量）</li> </ul> <p>ii. 各漁期終了後に、これらの記録を利用して、蓄養活動込み様式を完成させる</p> <p>f. 証明手続きの遵守が監視される</p> <p>2. CDS 文書作成の例外を適用する場合（遊漁又は肉以外の部位の輸出入に関する義務 3.1A(ii)に基づいて認められるもの）には、いずれも場合においても以下に掲げる事項を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 確実に許可されること</li> <li>b. 関連するリスク管理戦略を策定し、例外規定が CDS の効果を損なうことのないようにすること</li> </ul>
v. メンバー/OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに(SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合) SBT の蓄養を許可されない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めなければならない。	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを実施する。</p> <p><b>コメント [L20]:</b>これは、第 2 ドラフトのセクション 2.3(iii)から移動したものの。1 メンバーは、セクション 2 に戻すことを目指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. いかなる場合においても、最新の CCSBT 運搬船記録に登録された運搬船のみが、当該メンバーの LSTLV から洋上転載物を受け取ることが許可される</li> <li>b. いかなる SBT の転載も、当該運搬船及びその最新の詳細情報が当該記録に登録されるまでは行つてはならない、</li> </ul>

3.1 漁獲証明制度	
B. 義務 (CDS 文書の修正)	最低履行要件
vi. 承認された様式の採択後は、翻訳の追加といった最小限の変更のみ認められる <sup>3</sup> 。情報欄が該当しないという場合は認められない。	1. データが連続性を有していることを確保し、CCSBT データベースマネージャーによるデータのダウンロードが可能となるよう、修正後の文書は承認された様式との互換性を維持する。 vii. 上記に従つて変更が加えられた文書 <sup>4</sup> は、他のメンバー/OSEC に配布するため、事務局長に提供されなければならない。 viii. 様式及び様式の内容に関する大幅な変更是、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。
C. 義務 (標識装着)	最低履行要件
ix. メンバーは、下記の 3.1C“xiii”に掲げる 3 つの状況を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。	1. 以下に掲げる事項を含む CCSBT 漁獲標識計画要件を実施するための規則、運用制度及び手続を定める。 a. 全ての SBT 標識が、 <u>CDS 決議別添 2 第 3 パラグラフ</u> で規定された仕様の最低基準を満たすことを確保する b. 以下に掲げる者への SBT 標識の配布について記録する i. SBT を漁獲又は蓄養することを許可された者 ii. SBT の受取りを許可された者。ただし、3.1C(xiii)に規定される船上において標識が利用できないという特別な状況下において標識の使用が認められる場合に限る c. 漁船に取り込まれ、捕殺された全ての SBT (偶発的に混
3.1 漁獲証明制度	
x. 漁獲標識様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT の凍結前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施	

<sup>3</sup> ただし、漁獲標識様式については、メンバーの裁量で、追加情報を含めるべく変更することができます。

<sup>4</sup> 漁獲標識様式への追加を除く。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務（標識装着）	最低履行要件
	<p>できない場合、測定及び関連する漁獲標識様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、水揚げ又は転載の時点で行うことができる。</p> <p>d. 魚体への標識装着は、それを毀損しなければ取り外すことが不可能な方法によつて行うよう要請する</p> <p>e. 各魚体への標識装着は、冷凍保存又は氷詰め包装の前に行うよう要請する</p> <p>f. 漁獲標識様式の詳細は、同様式を証明する者以外の指定された個人によつて記録されるよう要請する</p> <p>g. 凍結前に測定した SBT の重量及び体長とともに、各魚体の詳細情報を可能な限り速やかに漁獲標識様式に記録することを要請する</p> <p>h. 標識の詳細情報及びデータを、少なくとも 1 日 1 回、電子的な手段又はファクシミリによって、旗国であるメンバーに送信することを要請する</p> <p>i. 水揚げ又は転載時に重量及び体長測定を実施するよう要請し、かかる標識に関する詳細は、電子的方法又はファクシミリによって、24 時間以内に旗国であるメンバーに転送されるものとする</p> <p>j. 漁獲標識様式の証明は、漁獲モニタリング様式の完成前に行われることを要請する</p> <p>xi. 標識装着計画は、CDS 決議別添 2 に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならぬ<sup>5</sup>。</p>
	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、規則を整備する。</p> <p>a. CDS 決議別添 2 に規定される手続上及び情報上の基準を</p>

**コメント [L21]:**一部のメンバーは、当該要件を規定することは不要であると考えている。

**コメント [L22]:**この規定は、検査官が、漁船上又は養殖場において CTF を記入する責任を有している者を特定できることを確保することと、及び CTF がそれを作成した者と同一の者によって証明されないことの確認を意図している。

**コメント [L23]:**一部のメンバーは、この規定は、体長及び重量の詳細を記入する者の責任を問わなくなることから証明手続を弱める可能性があることを指摘している。

**コメント [L24]:**この要件については、メンバーによる議論が必要である。一部のメンバーは、これは費用対効果が良くないと考へている。この目的は、(1)漁獲のリアルタイムモニタリングを可能にすること、(2)タグの詳細情報が適時に記録されることを確保することである。要件(i)は、水揚げ時又は転載時に体長及び重量の詳細が記録されるケースに關して追加されるものである。

**コメント [L25]:**これは、CTF の詳細が CMF に記入される前に説明されることは担保すること規定している。

<sup>5</sup> これには、標識に関する最低基準、及び標識に関連する情報の要件が含まれる。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務 (標識装着)	最低履行要件
xii. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。	満たす
xiii. メンバー/OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出を認めなければならない。 a. 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を水揚げすることができる。 b. CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することはできる c. 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分にないという特別な状況においては、水揚げ時に標識を装着することができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>b. SBT 標識の許可されない使用を防止する</li> <li>c. 標識が装着されていない丸の状態の SBT が、水揚げ、転載、輸入、輸出されることを防止する（義務 “xiii”に規定される状況の場合を除く）</li> <li>d. 国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを要求する</li> <li>e. 丸の状態の SBT への標識装着が求められない最初の販売時以降の状況に対するリスク管理戦略（ランダムサンプリング又はリスクに基づくサンプリングを含む）を採用するよう要請する</li> </ul>
	<p>2. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定及び適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 規制措置の遵守を監視する</li> <li>b. 非遵守が確認された場合に制裁措置を科す</li> <li>c. 標識が未装着のままの丸の状態の SBT の水揚げ事例 (“xiii”及び“xiv”的特別な状況によるもの) を全て報告し、その後は出来る限りこのようなことを繰り返さないようにする</li> </ul>
xiv. 標識が偶発的に外れ再装着できぬといいう特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、水揚げ、転載又は輸出の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。	
xv. メンバーは、事務局長に対し、水揚げ後 7 日以内に、“xiii(b)”, “xiii(c)”又は“xiv”に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び“xiv”については従前(判明している場合)の標識番号及び新たなる標識番号を提供しなければならない。	
xvi. メンバー及び、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならず、その後も丸の状態の魚に標識が留ま	

コメント [L26]: 1 メンバーは、これは有用である可能性があり更には議論する必要があることを指摘している。

3.1 漁獲証明制度	
C. 義務 (標識装着)	最低履行要件
	<p>ることを奨励しなければならない。</p> <h3>3.1 漁獲証明制度</h3> <p><b>D. 義務 (確認)</b></p> <p>xvii. CDS 文書の確認権限は、該当する国漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー/OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であってはならない。</p> <p>xviii. メンバー/OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない(政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行なう権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行なう政府職員の氏名、肩書き及び署名、印鑑又は標準の印影見本及び CCSBT CDS 文書の確認権限の委任を受けた全ての者のリストを含む)。メンバー/OSEC は、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。</p> <p>xix. CCSBT CDS 文書は、規則に則り、以下に掲げる者によつて、確認 (洋上転載の場合にあっては、署名) されなければならぬ。</p> <p>a. 国産品の水揚げについては、漁獲した船舶の旗国であるメンバーの政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバーの権限を有する当局若しくは機関</p>
	<p>1. 以下に掲げる事項を実施する運用制度及びプロセスを定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. CDS のタイプ及び確認のタイプごと (国産品の水揚げ、輸出、再輸出) に確認者に権限を付与する</li> <li>b. CDS 文書を確認する権限を有する全ての者は、           <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 政府職員又はその他然るべき確認権限を付与された者であること</li> <li>ii. 検査、監視及び報告に関する要件を含め、自身の責任を認識すること</li> <li>iii. 確認要件を満たすする資格・能力を有すること</li> <li>iv. 当該権限が乱用された場合に適用される制裁措置を認識すること</li> </ul> </li> <li>c. 利害関係者ではないこと</li> <li>vi. 関連する CDS 様式の証明者ではないこと</li> </ul> <p>c. 事務局長に対して、以下に掲げる事項を通知する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 全ての確認者に関する詳細情報 (義務 3.1 D xviii に規定する情報を含む)。かかる情報は、常に最新なものとしておく</li> <li>ii. 確認者の解任があつた場合には、その解任があつた四半期の末日までに、当該解任情報</li> </ul> <p>d. 以下に掲げる状況においては、確認を行わないことを確</p>

**コメント [L27]:** この要件は、3.1 D xxii に規定される義務及び確認の定義と整合性と取るものである。1 メンバーは、同メンバーの現時点での理解として、確認者は検査する任務を有しない点を指摘している。

**コメント [L28]:** この要件については、メンバー間に対立意見がある。

3.1 漁獲証明制度		最低履行要件
D. 義務（確認）		
b. CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づく全ての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー	保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 確認者に関する最新の詳細情報が、事務局長に十分に通知されていない。</li> <li>ii. 確認権限を有する者が解任された後</li> </ul>
c. 全ての SBT の輸出については、輸出するメンバーの政府職員		2. 運用制度及びプロセスは、確認者の履行状況（遵守及び効果）を監視する。
d. 全ての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー/OSEC の政府職員		<p>xx. メンバー/OSEC は、CCSBT CDS 文書のうち、完全でないものの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。</p> <p>xxi. 貨物の全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT であるものについて、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出（ただし、SBT が更にフィレやロイン等に加工され、もはや標識が必要でなくなった場合を除く）の確認又は受け入れをしてはならない。</p> <p>xxii. メンバーは、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。</p> <p>xxiii. メンバー/OSEC は、転載、国産品の水揚げ、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要とされる文書の一部又は全てがともなわれていない場合、様式において</p>
b. CCSBT の大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づく全ての SBT の転載については、かかる決議が求めるオブザーバー	保する	<p>コメント [L29]: ここで変更の多くが、セクション2のCDSの要件をセクション3.1に統合したことによるものである。</p>
c. 全ての SBT の輸出については、輸出するメンバーの政府職員		<p>コメント [L30]: 2.1(v)の義務を履行するために挿入。</p>
d. 全ての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー/OSEC の政府職員		<p>コメント [L31]: 2.2(vi)の義務を履行するために挿入。</p>
		<p>コメント [L32]: 2.1(v)の義務を履行するために挿入。</p>
		<p>コメント [L33]: 2.2(vi)の義務を履行するために挿入。</p>

3.1 漁獲証明制度	
D. 義務（確認）	最低履行要件
必要とされる情報欄の記載に不備がある場合、又は様式が本決議の求めるとおり確認されない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。	<p>i. 確認手続きに従っていない場合 ii. 文書に不備や矛盾が発見された場合</p> <p>2. 以下に掲げる事項を含め、関連する CDS 文書を確認するための運用制度及び手続を策定する。</p> <p>a. 情報の正確さをチェックする要件。これには、少なくとも以下に掲げる事項が含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. CDS 文書が、完全で、有効で、かつ明らかに不正確な情報が記載されていないことを確保する</li> <li>ii. 漁獲モニタリング様式については、証明済みの漁獲標識様式又は確認済みの蓄養活け込み様式を用いて数値を再計算する</li> <li>iii. 適切な者によって、かつ必要な手続に従って、証明が行われていることを確認する</li> <li>iv. 確認後の様式のデータを以下に掲げるものと照合する</li> </ul> <p>1. 先行する CDS 様式上のデータ（該当する場合） 2. 関連する許可蓄養場、漁船又は運搬船のリスト v. 確認者によって実施された又は確認計画に基づいて実施された全ての検査結果を考慮する</p> <p>b. 検査要件は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 情報の正確性及び文書化手続きへの遵守を調査するための、以下の対象とした SBT 製品及び CDS 文書の検査</li></ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登録された蓄養場の最低 10%</li> <li>2. メンバーの許可漁船及運搬船であつて、当該メンバーの港で水揚げを行うものの最低 10%</li> </ol>

**コメント [L34]:** この提案については、メンバー間の議論を要する。検査の程度及びパラレンジに関して様々な意見が表明されている。メンバーは、履行要件案を最も適切に実施できるよう、メンバー独自の手続き定めることが可能である。

3.1 漁獲証明制度	最低履行要件
D. 義務（確認）	
	<p>3. メンバーの港において水揚げを行う又はメンバーの港から輸出を行う漁船又は運搬船であって、他のメンバーを旗国とするものの最低 20%</p> <p>4. メンバーの許可漁船又は運搬船であって、指定外地港で水揚げを行うものの 20%</p> <p>ii. 蓄養いければならない SBT の重量又は計測数に関する情報を含むための蓄養場における文書検査</p> <p>iii. 上記の 2(b)(i)に基づき必要となる検査を行う蓄養場及び船舶を選別するためのランダムサンプリングの適用</p> <p>iv. 関連する CDS 文書を確認する前に終了されるべき 2 (b)(i)に基づく全ての検査</p> <p>c. 転載される全ての製品に対する 100% の監視を含む指定外地港において転載を行う許可漁船及び許可運搬船を監視する要件。</p> <p><b>コメント [L35]:</b> 1 メンバーは、この規定が外地港（非メンバー）からの再輸出を適切に規制しているのかどうか疑問であるとしている。</p> <p>d. 報告に関する要件。これには以下に掲げるものが含まれる</p> <p>i. CDS 文書で発見された全ての不整合又は不正確な情報の特定</p> <p>ii. メンバーの取締り当局への通報</p> <p>3. メンバーの許可漁船からの全ての洋上転載について、オペレーターの署名に関する説明責任、検査及び報告制度、並びにプロセスを特定する（（洋上）転載監視履行要件セクション 3.3 参照）。</p>

3.1 漁獲証明制度	
E. 義務 (文書の保持及び提出)	最低履行要件
xxiv. メンバー/OSEC は、受領した全てのCCSBT CDS 文書の原本を保持しなければならない。メンバー/OSEC は、発行したCCSBT CDS 文書の写しについても保持しなければならない。	1. 文書は、その文字の判読に支障を来すこのとないような状況で、機密性が確保された場所で保存される。
xxv. これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない。 xxvi. 完成した漁獲標識様式は、旗国であるメンバーに提供され、漁獲標識様式の情報は、四半期ごとに、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。このほかの全ての様式は、様式原本の写し又は様式の全ての情報を含む電子様式のいずれかによって、事務局長に送付されなければならない。	1. 漁獲を行うメンバーによって発行された又は輸入を行う若しくは受取りを行うメンバーによって受領された全ての記入済みの CDS 文書の写しについては、以下に掲げる期限に従つて事務局長に提出する。 <ol style="list-style-type: none"><li>1月から3月までに発行又は受領した文書—6月30日まで</li><li>4月から6月までに発行又は受領した文書—9月30日まで</li><li>7月から9月までに発行又は受領した文書—12月31日まで</li><li>10月から12月までに発行又は受領した文書—3月31日まで</li></ol> <ol style="list-style-type: none"><li>記入済みの漁獲標識様式は、証明後1か月以内に発行メンバーに送付する。</li><li>漁獲標識様式の情報については、事務局が作成した電子データ提供様式を使用し、かつデータ提供様式の要領に従い、事務局長に提供する。</li></ol>

3.1 漁獲証明制度	F. 契約 (CDS 文書の検証)	最低履行要件
xxvii. メンバーは、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人若しくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物ととともに確認を実施しなければならない。	xxviii. メンバーは、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。とりわけ、メンバーは、入手可能な情報を利用し、事務局長による報告書の照合を行わなければならぬ。	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセス。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 個人又は機関に対して、検証手続きの実施に対する明確な責任を付与する</li> <li>b. CDS 文書を確認又は証明した個人によって検証手続きが行われないことを確保する</li> </ul> <p>2. 確認のための確立された運用制度及びプロセス。これには、以下に掲げる事項が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 各漁期において、SBT の貨物に関連する CDS 文書の代表的なサンプルを調査・分析する</li> <li>b. 輸出、輸入、市場施設において、CDS 文書及び SBT 製品をランダムサンプルにより検査する</li> <li>c. 特定のサンプリング手続き（これはランダム抽出、代表抽出、又はリスクに基づく抽出になる可能性）を利用して検査対象となる施設を決定する</li> <li>d. 少なくとも 6か月ごとに、CDS 文書から得られた情報をレビュー及び分析する。これには、以下に掲げる事項が含まれる</li> </ul> <p>i. 該当する期間に受領した CDS 様式から得られたデータの完全性及び整合性を照合する</p> <p>ii. 事務局長が作成する 6か月報告書から得られたデータを照合する</p> <p>iii. 全ての不調和を分析する</p> <p>e. 疑われる又は発見された全ての不正行為を調査する</p> <p>f. 全ての不正行為を解消する措置を講じる</p> <p>g. 事務局長（次に彼は遵守委員会議長に伝達する）及び関連するメンバー/OSEC に対して、疑義がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されない場合</li> </ul>

3.1 漁獲証明制度	F. 契約 (CDS 文書の検証)	最低履行要件
		全な、若しくは確認が行われていない CDS 文書に関連する全ての SBT 貨物について、これが発見された日から 7 日以内に通報する。
		h. 事務局長 (次に彼は遵守委員会議長に伝達する) に、不正行為の調査について通報する。これには、以下に掲げる事項の報告が含まれる
		i. 調査開始から 6 カ月以内に、進捗状況
		ii. 調査終了から 3 カ月以内に、最終結果
xxx.	メンバーは、この措置の“xxvii”及び“xxviii”に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要な全ての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。	1. メンバーの監視・取締当局間の手続及び取決めを整備し、以下に掲げる事項の実施に協力する。 a. 疑義のある又は確認された不正行為を調査及び解消する b. 以下に掲げる事項を実施するための意見交換を行う i. CDS 文書が偽造されないことの確保 ii. 渔獲検証手続きの支援
xxxi.	メンバー/OSEC は、CDS 文書が偽造されないことを確認するため、協力しなければならない。	
xxxii.	メンバー/OSEC は、必要な場合には、漁獲の検証手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。	

コメント [L37]: 1メンバーは、この期限は非常に短すぎると指摘している。

### 3.2 漁船監視システム（決議）

名稱: 漁船監視システムの開発と導入に関する決議  
CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議  
リンク  
ク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs/japanese/operational\\_resolutions/jpn\\_Resolution\\_VMS\\_Development\\_Implement.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs/japanese/operational_resolutions/jpn_Resolution_VMS_Development_Implement.pdf)

注:

3.2 漁船監視システム	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、SBT を漁獲し、メンバーに置籍する漁船について、衛星と連係した漁船監視システムを開発、導入しなければならない。	1. 以下に掲げる事項を実施するべく、規則、運用制度及びプロセスを整備する。
ii. 漁船監視システムは、以下の要素を含まなければならぬ。	a. メンバーに置籍する全ての許可漁船が、予想される操業状況下で有効に作動する VMS を搭載及び稼動させることを確保する。 b. 全ての VMS が改ざん防止が施され、かつ 3.2 iii(i)の要件を満たすことを確保する。 c. 全ての VMS が漁獲標識に関する情報の送信を可能なものとするよう要請する (CDS 標識装着義務履行要件のセクション 3.1 C を参照) d. 自動的に送信されるデータを特定する。かかるデータには以下に掲げるものが含まれる i. 船舶認識番号 (CCSBT 登録番号及び国際無線信号符字) ii. 地理的地位 (四捨五入により、緯度経度を秒単位まで表示) iii. 日時

<b>コメント [L38]:</b> これは、3.2(iii)に規定された義務よりも広範であると考えられる。メンバーは、次に掲げる船舶のうち、いずれに VMS を義務付けるべきか判断する必要がある。すなわち、(a) 全ての許可漁船 (提案どおり)、(b) ある特定のサイズを超える全ての許可船、(c) ある特定のサイズを超えるものであつて、EZB 内で操業する全ての許可船舶 (義務 3.2 iii に規定) のいすれか。
<b>コメント [L39]:</b> 上記のとおり、一部のメンバーは、これは実用的ではないか、又は経費がかかりすぎるだろうと考えている。他のメンバーは、毎日の漁獲報告のコンセプトを明確に支持しているが、VMS を通じた伝達のために、VMS の大幅な改良が必要となるので、別の選択肢も検討しえることを指摘している。

32

義務	最低履行要件
iii. メンバーは、特定の大きさを上回る漁船に対し、2008年1月1日から、排他の経済水域でのSBTの漁獲について、義務的な漁船監視システムを導入しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>e. 各漁船について、操業海域に応じて、データ送信の最低頻度を規定する。</li> <li>f. VMSの技術的障害が生じた場合においては、漁労長から、上記(e)に基づき当該漁船対して定められた最低頻度で、必要な情報を報告するよう要請する。</li> <li>g. 船舶からのVMS報告を監視し、データ又は送信頻度上の全ての不正を調査する。</li> </ul>
iv. メンバーは、上記のパラグラフ“i”に基づき策定された漁船監視システムに基づく措置を講じることができるように、自国の国内規制及び規則で担保しなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>2. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを適用する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. VMS要件の遵守状況を監視する</li> <li>b. 必要に応じて制裁措置を科す</li> </ol> </li> </ol>
v. 上記に加えて、メンバーは、SBTを漁獲する船舶に対し、当該漁船が漁獲を行っている水域に条約水域を持つRFMO <sup>6</sup> の要件に基づき、又は当該漁船がVMSのない公海で操業を行つている場合にはIOTCの要件に基づき、衛星と連絡した漁船監視システム(VMS)を採用、導入しなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公海上でSBTを対象として漁業を行う全ての船舶が、以下に掲げる事項を満たすよう確保する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 当該船舶が漁業を行う水域に条約水域を持つRFMOのVMS要件</li> <li>b. 当該漁船が他の公海で行う場合にはIOTCのVMS要件</li> </ol> </li> </ol>
vi. 特定の船舶の事件に関する2008年CCSBT VMS決議ペラグラフ3bに基づくメンバーからの要請に応じて、かかる要求を受けたメンバーは、次に掲げる対応を実施しなければならない。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事件の調査及びVMSデータの提供の要請について協力するための取決めを整備する。</li> <li>2. 要請に協力する意思を妨げない方法によつて、決議にある機密性に関する規定を実施するための手続を整備する。</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>a. 事件を捜査し、VMSデータを要求したメンバーに捜査の詳細<sup>7</sup>を提供する</li> <li>b. 要求したメンバーに対し当該船舶に関するVMSデータ</li> </ol>

コメント【L41】: 1 メンバーは、VMS情報の商業上の機密性を保護するためには、かかる手続は事案ごとに定める必要があると指摘している。

<sup>6</sup> 適用される他のRFMOの決議措置は、同CCSBT決議第1及び第2ペラグラフにおいて規定されている。  
<sup>7</sup> この情報に適用される機密性に関する規定は、同決議において規定されている。

3.2 漁船監視システム	
義務	最低履行要件
を提供し、要求したメンバーは、捜査の結果を船籍が置かれる国漁業主体であるメンバーに通知する	

### 3.3 (海上) 転載監視計画 (決議)

名稱: 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/tp\\_Transhipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/tp_Transhipment%20resolution.pdf)

注:

- CCSBT、IOTC 及び ICCAT 間の転載監視計画の相互運用を可能とするため、この措置の目的上、IOTC/ICCAT 事務局、オブザーバー、転載申告及び登録番号は、SBT の存在が各段階（当初のオブザーバーへ配乗要求から転載申告まで）で報告されることを条件として、それぞれ CCSBT に相当するものとして取り扱うことができる。
- この決議のセクション 2 は、洋上にて、冷凍能力を備えるまるごろはえ漁船 (LSTLV) から SBT の受け取りを許可された許可運搬船記録の創設及び管理に関する。かかる義務は、他の CCSBT 許可措置と併記できるよう、この別添のセクション 2.3 において規定している。

### 3.3 (海上) 転載監視計画

義務	最低履行要件
i. メンバーの主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国漁業主体の事前許可が条件となる。	他に特段の規定がない限り、許可漁船 (LSTLV) の旗国は、セクション 3.3 において規定する最低履行要件を満たす責任を有する。 1. 以下に掲げる事項を実施することを確保するべく、運用制度及びプロセスを規定する。 a. LSTLV の漁労長又は船主から提供される転載の詳細情報を含む許可様式が、転載行為前に、LSTLV において利用可能であること b. 転載される SBT を受け取る全ての運搬船は、オブザーバーの立ち入りを認め、宿泊施設を提供し、そしてオブザーバーへの職務の履行に関する協力をを行う義務を遂行する（運搬船の許可に関する最低履行要件のセクション 2.3 を参照） 2. 以下に掲げる事項を実施するべく、規則を整備する。
ii. メンバー、自國に置籍する LSTLV が以下の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。 a. LSTLV は、船籍がおかれる国又は漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前の許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、遅くとも予定している転載の 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 転載を行う LSTLV 及び受け取る運搬船について、その船名及び CCSBT 登録番号</li><li>● 転載される製品のトン数</li><li>● 転載の日時及び位置</li><li>● SBT 漁獲の地理的位置</li></ul>	

義務	最低履行要件
<p>b. 当該LSTLVは、旗国である国/漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、同船のCCSBT登録番号とともに、CCSBT転載申告書<sup>8</sup>を作成し、送付しなければならない。</p> <p>iii. 転載物を受け取る運搬船船長は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <p>a. CCSBT 事務局及び当該 LSTLV の旗国であるメンバーに対し、転載終了後 24 時間以内に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。</p> <p>b. 水揚げが行われる国/漁業主体の所管官庁に対し、水揚げの 48 時間前に、当該船舶の CCSBT 登録番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。</p> <p>iv. メンバーは、CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船にCCSBTオブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない。<sup>9</sup></p> <p>v. 船舶は、事務局長に適切に通知された「不可抗力」の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーとともにない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。</p>	<p>a. 全ての SBT の転載について事前に許可を有していることと b. 渔船及び運搬船が CCSBT に登録されていること c. 指名されたCCSBT オブザーバーが運搬船に乗船していること d. オブザーバーの乗船なしに SBT の転載が行われないこと e. 転載申告書は、<u>転載決議ペラグラフ 11-14</u>に基づき、漁船及び運搬船によって記入、署名及び送付されること 3. 以下に掲げる事項を実施するための運用制度及びプロセスを規定する。</p> <p>a. 転載許可を発給する</p> <p>b. オブザーバーの運搬船への配乗を要求する</p> <p>c. 全ての「不可抗力」の事例（オブザーバーが乗船せずに転載が行われる場合）を 24 時間以内に事務局長に通報する</p> <p>d. オブザーバーが、転載前に乗船できること、並びに<u>転載決議付属書 2 第 5 ペラグラフ (a)</u> の遵守状況を監視するためには、必要な者への接触及び必要な場所への立ち入りができるよう確保する</p> <p>e. オブザーバーが、不正確な文書に対する懸念、又はオブザーバーの職務の執行上の妨害、脅迫若しくは誘導を全て報告できるようにする</p> <p>f. 規制措置に対する遵守状況を監視する</p>

<sup>8</sup> 同決議の付属書 1 において記載されているとおり。

<sup>9</sup> CCSBT 地域オブザーバー計画は、この決議の付属書 2において規定されている。かかる規定は、運搬船及び LSTLV 双方の旗国/漁業主体のオブザーバーに対する義務を含んでいますが、ここには記載していない。CCSBT オブザーバーは、メンバーは、SBT が転載される旨のオブザーバー配乗要求書を、当該転載前に事務局に提出しなければならない。

義務	最低履行要件
vi. 漁獲証明制度(CDS)に関するCCSBTの保存管理措置の有効性を次により確保する。 a. CDSにより求められる必要なCCSBT CDS文書の確認に際し、LSTLVの旗国であるメンバーは、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確実なものとしなければならない。	<p>g. 発見された全ての非遵守に対して制裁又は是正措置を科す</p> <p>1. 確認作業が円滑に行われることを確保すべく、運用制度及びプロセスを整備する。これには、以下に掲げる事項が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 転載される全ての魚を 100%監視する</li> <li>b. 1つのストローブには SBT のみを括る</li> <li>c. ストローブに括る魚の尾数を決めておく</li> <li>d. 漁船から移動させる魚の尾数を計測する者を指定する</li> <li>e. 地域オブザーバーは、運搬船が受け取る魚を計測する</li> <li>f. 転載された SBT の尾数を確認する</li> <li>g. 計測した尾数又は CDS 文書上のあらゆる相違を特定及び解決するためのプロセスを規定する</li> </ul> <p>2. 檜査数及び計測した尾数について報告する。</p>
vii. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバーに水揚げ又は輸入される全ての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をともなわなければならない。	<p>1. 以下に掲げる事項を確保する確立された規則、制度及び手続。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 全ての転載物について、最初の販売時まで署名済みの転載申告書が添付されていること</li> <li>b. 以下に掲げる場合に限り、オブザーバーは転載申告書に署名すること           <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 最新の許可船舶記録に登録されている漁船によって SBT が漁獲されている</li> <li>ii. 転載監視手続きに則している（義務 3.3 vi の履行要件）</li> </ul> </li> </ul> <p>コメント [L42]: この提案に対して、メンバーからは様々な意見が出されている。一部の項目の実行性に対する懸念が表明されている。その代わり、水揚げ時に厳格な検査・確認を実施する、という提案がなされている。</p> <p>コメント [L43]: 洋上転載に関する年次報告義務は、セクション 6.5(iv)に含まれている。</p>

3.3 (洋上) 転載監視計画	
義務	最低履行要件
viii. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望む LSTLV の旗国であるメンバーによって拠出されなければならぬ。	参照)

#### 4. 科学的措置

このセクションは、科学オブザーバー計画規範に関連する義務についての最低履行要件を規定している。

##### 4.1 科学オブザーバー計画規範（決定/勧告）

名稱: CCSBT 科学オブザーバー計画規範

リンク: [http://www.ccsbt.org/usersfile/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/p\\_observer\\_program\\_standards.pdf](http://www.ccsbt.org/usersfile/docs_japanese/operational_resolutions/p_observer_program_standards.pdf)

注: 科学オブザーバー計画規範の目的は、以下のとおり。

- メンバーの科学オブザーバー計画に SRP の目的に沿った枠組を提供する。
- メンバーの船団間、漁業間の科学オブザーバー計画を標準化する。
- 現在、科学オブザーバー計画を実施していないメンバーに対し、科学オブザーバー計画策定のための最低基準を提示する。

4.1 科学オブザーバー計画規範	
義務	最低履行要件
i. 全メンバーは、当規範を考慮した上で、各自の計画を調整することが期待されているが、各国が自国の計画において維持したいと望む追加的な要件もあることを認識する。	1. 全てのメンバーの計画は、CCSBT オブザーバー計画に関する最低基準に合致する。
ii. CCSBT 科学オブザーバー計画の公海上及び国内の経済水域における運営責任は、漁船の旗国であるメンバーに属す	

義務	最低履行要件
<p>iii. CCSBT 科学オブザーバー計画は、CCSBT メンバーの操業活動でみなみまぐろを主対象とする漁業、並びにみなみまぐろの混獲が多い漁業に適用される。</p> <p>iv. 当計画のカバー率の目標値は、各漁業の漁獲量及び努力量の 10%とする。したがって、オブザーバー・カバー率は、個々の海域及び時期における異なる船タイプを代表するものとすべきである。ある層（例：ある海域及び期間における特定の種類の漁船）においてカバー率を 10%に近づけるためには、他の層において 10%以上のカバー率を実現しなくてはならない場合もあり得る。</p> <p>v. 各メンバーは、妥当な代表性を有するカバー率を高い確率で確保できるよう注意深く検討して設計したサンプリング制度に基づいて、オブザーバーを漁船及び航海に派遣しなければならない。当該計画では、主な漁場及び漁期並びに可能な範囲において、全ての代表的な、漁船、漁場及び時期のサンプリングが概ね同程度の割合で実施されることを確保しなければならない。</p> <p>vi. 各メンバーは、オブザーバーの漁船への配置について、サンプリング制度が上記の原則に沿っているかを評価・分析しなければならない。委員会が規範の遵守を確認できるよう、各メンバーは、オブザーバーの配置に実際に利用した制度を利用書化し、委員会において当該情報及び収集したデータが利用可能となるよう（報告要件において規定されているとおり）自国の国別報告書に含めなければならぬ。</p> <p>vii. オブザーバーの配置においては、データの独立性及び科学的</p>	<p>1. 以下に掲げる事項を実施する科学オブザーバー計画のための確立された運用制度及びプロセス。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 同計画が、以下に掲げるものに適用されるよう確保する           <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 全てのメンバーアの許可漁船（公海又は EEZ 内での操業かどうかを問わない）</li> <li>ii. SBT を対象とするもの、又は SBT が混獲の少なくとも 5%を構成するもの</li> </ul> </li> <li>b. 各漁業における漁獲努力量及び漁獲努力量の監視のための 10%を目標とするオブザーバー・カバー率を達成するべく、手続きを規定する。これには以下の事項が含まれる           <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 船舶のタイプ、海域及び漁期（時間）によって、「漁業」を明確に定義する</li> <li>ii. オブザーバー・カバー率を、メンバーアの定義済みの SBT 漁業の範囲を代表するものとさせる</li> <li>iii. <b>目標カバー率を達成する期限を 2 年以内の範囲で定める</b></li> </ul> </li> <li>c. オブザーバーの募集・訓練計画を実施し、オブザーバーの資格、独立性/信頼性、科学オブザーバーの訓練及びオブザーバーの募集に関する CCSBT 科学オブザーバー計画規範のセクション 8 の規定を満たす</li> <li>d. オブザーバーを船舶に派遣させるための方法を規定する</li> <li>e. メンバーアの SBT 漁業の代表的な範囲において 10%のカバー率を達成する上で、オブザーバーの実際の配置が有効であるかどうかについて、最低でも 1 年に 1 回分析する</li> <li>f. 科学オブザーバー計画の各項目の実施に責任を有する当</li> </ul> <p><b>コメント [L44]:</b> 「混獲が多い」ということに関して、5%が適切な下限であるかどうかについて議論を要する。</p> <p><b>コメント [L45]:</b> 10%のカバー率は既に合意されているので、これは不需要かもしだれない。</p>

義務	最低履行要件
信頼性を確保することもしなければならない。	<p>局(複数可)を特定する。これには、以下に掲げる事項が含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 訓練</li> <li>ii. 船舶へのオブザーバーの派遣</li> <li>iii. オブザーバー・カバー率の目標値の達成の観点からの配置実績の監視</li> <li>iv. オブザーバーからの情報の受領及び分析</li> <li>v. 事務局長/科学委員会への情報伝達</li> </ul>
viii. オブザーバー計画及び訓練計画の中に、標識再捕の報告についてのオブザーバーの役割及び責任を具体的に示した規定を含めなければならない。	<p>ix. 各メンバーは、自國漁船に乗船させるオブザーバーの雇用及び訓練について責任を有する。訓練計画は、オブザーバーが科学的なデータを十分に収集できるための能力を養成するよう構築するとともに、CCSBT 科学オブザーバー計画規範のセクション 8 に示される原則、すなわち、オブザーバーの資格、独立性/信頼性、科学オブザーバーの訓練、及びオブザーバーの募集について考慮しなければならない。</p> <p>x. 選定対象となる漁船はいずれも、オブザーバーの業務に支障を来たさないよう、当該漁船の乗組員(可能であれば下士官)に供給されるものと同程度の寝具、衛生施設、食事、機器類、通信システムといった最低限の要件を満たすことができるものでなければならない。対象漁船に対しては、オブザーバー乗船期間中における当該漁船のオブザーバーに対する責任事項について、通知しなければならない。</p>
xi. 収集される科学データは、下記のとおり分類された情報を含むものとする。これら分類ごとに収集される情報の詳細については、CCSBT 科学オブザーバー計画規範の別紙 A のとおり。データ収集の優先順位は、同別紙の付録 1 のとおり。	<p>1. 以下に掲げる事項を実施するための確立された運用制度及びプロセス。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 必要なデータが収集され、必要な場合にはデータ収集の優先付けの方法が適用されることを確保する</li> <li>b. 収集される漁獲量・努力量データが毎日検証されることを確保する</li> <li>c. 収集された情報を分析し、その分析結果を CCSBT 科学委員会に報告する</li> </ul> <p><b>コメント [L46]:</b> セクション 1.2 で変更されたとおり、オブザーバーは、かかる情報を日々確認(verify)するが、毎日報告する必要はない。日報については、船舶に関するものが提案されている。</p>

4.1 科学オブザーバー計画規範	
義務	最低履行要件
	<p>オブザーバー乗船中に実施された各操業について、漁獲量、努力量、環境などの総合的な情報。対象魚種、操業位置、使用された漁具の数量などの情報も含む</p> <p>D. 観察の開始・終了時間、観察した釣針数、観察したみなみまぐろ及びその他の種（可能な限り）の漁獲尾数や重量など、期間中に観察した漁獲情報</p> <p>E. 可能な限り個々の SBT の生物学的測定。これには、魚の状態、体長、体重、性別、後日の解析用に当該 SBT から収集した生物標本の詳細（耳石、鱗、生殖腺など）を含む</p> <p>F. SBT の標識回収情報。これには、標識番号（標識自体も入手）、日付、位置、体長、体重、性別、収集した生物標本（例えば耳石）、標識の発見が操業観察中に行われたか否かの情報が含まれる</p>

## 5. 生態学的関連種に関する措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関する最低履行要件を規定している。

- はえ縄漁業における海鳥緩和措置(5.1)
- 生態学的関連種に関する勧告(5.2)

### 5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置（決定及び勧告）

名稱：この措置は、「單一の措置」ではないため公式な名称はないが、その代わり CCSBT4 における決定、CCSBT5 における要請及びCCSBT3 における一連の勧告から構成されている。

リンク：トリポールの使用義務に関する詳細は、CCSBT4（第1部）報告書の議題項目 10.2 及び別紙 U のとおり。  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_04/ip\\_report\\_of\\_ccsbt4\\_part1.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_04/ip_report_of_ccsbt4_part1.pdf)

トリラインの設計及び配置のための指針に関する詳細は、CCSBT5（第1部）報告書の議題項目 10.2 並びに別紙 29 及び 30 のとおり。  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_05/ip\\_report\\_of\\_ccsbt5\\_part1.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_05/ip_report_of_ccsbt5_part1.pdf)

その他の下記の義務（義務 iii 及び iv）は、CCSBT3（第2部）報告書の議題 5 及び別紙 E のとおり。  
[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_03/ip\\_report\\_of\\_ccsbt3\\_part2.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_03/ip_report_of_ccsbt3_part2.pdf)

注：下記の第 ii 及び iv パラグラフは、メンバーに対して拘束力をを持つものではないが、メンバーは遵守することが期待されている。

5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置	
義務	最低履行要件
i. 全てのメンバーに対して、南緯 30 度以南における全ての SBT はえ縄漁業に際にトリポールの義務的使用が要請される。	1. 以下に掲げる事項を実施するべく、規則、運用制度及びプロセスを規定する。 a. 南緯 30 度以南における全ての SBT はえ縄漁業において、

義務	最低履行要件
<p>ii. メンバーは、CCSBT5（第1部）報告書の別紙30<sup>10</sup>に規定されるところにより、まぐろはえ縄漁業用のトリポールの設計及び配置のための指針を利用しなければならない。</p> <p>iii. メンバーは、次に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ みなみまぐろ漁業操業時におけるERSの捕獲に関する性質及び範囲についての現行の情報収集を継続する</li> <li>○ 適切な国際機関、その他関連する国及び主体と協力して、海鳥の偶発的捕獲並びに偶発的捕獲の対象となる海鳥の個体群の状況及び傾向に関する情報を収集する</li> <li>○ SBTはえ縄漁業操業において、適切に設計され配置されたトリラインの使用を促進する</li> <li>○ はえ縄漁業において、みなみまぐろが捕獲されるとときは、適宜、以下に掲げる措置を講じるものとする <ul style="list-style-type: none"> <li>■ はえ縄の投繩又は揚繩の際は、可能な限り残滓の投棄を行わない</li> <li>■ 餌は解凍してから使用する</li> </ul> </li> <li>○ 生きたまま捕獲された鳥は生きたまま放つこと、及び餌にかかった鳥は出来る限り殺さずに鈎を外すことに最大限努力する</li> </ul>	<p>て、トリポールを使用することを確保する</p> <p>b. トリポールの設計及び配置が、CCSBT5（第1部）報告書の別紙30の指針と整合的なものとなるよう奨励する。</p> <p>1. 海鳥の偶発的捕獲を緩和するための措置の採択の準備をし、奨励する（例：実施規範）。これには、以下に掲げる事項が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 海鳥の偶発的捕獲及び死亡を削減するための改善措置を開発し、試行し、そして実施する</li> <li>b. 措置の採択状況を監視する。</li> </ul> <p>2. 措置の採択状況を監視する。</p>

<sup>10</sup> この指針が策定されてから 10 年が経過しており、レビューをする必要があるかもしない。

義務	最低履行要件
5.1 はえ縄漁業における海鳥緩和措置	<p>iv. メンバーは、次に掲げる事項を実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 海鳥の偶発的な捕獲を削減するための新技術又は改良技術に関する情報の交換、並びにこのような技術の効果の向上及び評価に関する協力。これには、海鳥を漁船に近づかせないように対することや、海鳥の摂餌行動を抑制することを目的とする措置を含む。メンバーは、技術導入に際して、まぐろ漁獲への影響を含め、ERS の偶発的な捕獲の削減効果、費用対効果を検討する。</li><li>○ 上記の措置に関する有効性の評価の継続</li><li>○ はえ縄漁業の際の海鳥の偶発的な捕獲及びそれを削減することができる措置に関する、関係する漁業者への啓発の促進</li></ul> <p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及び手続きを定める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. 情報を交換する</li><li>b. 海鳥の偶発的捕獲及び死亡を削減するための既存及び新規の又は改良された技術の有効性を評価する</li></ul>

## 5.2 生態学的関連種に関する勧告（勧告）

名稱: みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告

リンク: [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Recommendation%20on%20ERS.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf)

注: この勧告は、メンバーに対して拘束力を持つものではないが、メンバーはこれを遵守することが期待されている。

### 5.2 生態学的関連種に関する勧告

義務	最低履行要件
i. メンバーは、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行しないのであれば、可能な限り実行する。	<p><i>ERS義務 (5.2) は法的拘束力を持たないが、メンバーはこれらに従うことが期待される。従って、以下のとおり最低履行要件を規定することが有益である。</i></p> <p>1. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. IPOA-Seabirds を実施する</li><li>b. IPOA-Sharks を実施する</li><li>c. FAO-Sea turtles ガイドラインを実施する</li><li>d. IOTC 及び WCPFC の条約水域において漁業を行うときは、当該機関が定めた生態学的関連種を保護するための措置（海鳥、海亀、サメ等）を遵守する</li><li>e. 海鳥、海亀及びサメ類の偶発的捕獲及び死亡に関する収集すべきデータを特定する。IOTC 又は WCPFC の条約水域において漁業を行う場合には、これに、それぞれの機関が偶発的捕獲に関するデータを提出するべきである。</li></ul>
ii. メンバーは、海鳥、海亀及びサメ類を含む生態学的関連種の漁業からの保護を目的として、時々に採択される最新の義務的又は推奨される全ての措置に従う。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ インド洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合は、インド洋まぐろ類委員会に従う</li><li>○ 中西部太平洋まぐろ類委員会の条約水域で漁業を行う場合は、中西部太平洋まぐろ類委員会に従う</li><li>○ 該当するメンバー又は協力的非加盟国が、関係のある委員会のメンバーであるか又は協力的非加盟国であるかを問わない</li></ul>
iii. メンバーは、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。さらに、第 ii パラグラフに定められる取組には、生態学的関連種に関するデータの収集及び報告について、インド洋まぐろ類委員会及び中西部太平洋まぐろ類委員会が採択した措置に従うという責任が含まれる。	<p>f. データが以下の機関に報告されるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i. 拡大委員会及び生態学的関連種作業部会会合</li><li>ii. SBT 漁業が IOTC 又は WCPFC の条約水域で行われている場合には、それぞれ該当する機関</li></ul> <p>2. 以下に掲げる事項を実施するべく、運用制度及びプロセスを</p>

5.2 生態学的関連種に関する勧告	
義務	最低履行要件
	適用する。 a. 海鳥、サメ類及び海亀の偶発的死亡を監視する b. データが収集され報告されることを確保する

## 6. Routine Reporting Measures 定期的な報告措置

このセクションは、以下に掲げる事項に関連する最低履行要件を規定している。

- 月別漁獲報告(6.1)
- 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告(6.2)
- 科学データ交換(6.3)
- 拡大委員会への国別報告(6.4)
- 遵守委員会への年次報告(6.5)
- 拡大学委員会への国別報告(6.6)
- 生態学的関連種作業部会への年次報告(6.7)

### 6.1 月別漁獲報告（決定）

名稱: CCSBTへの月別漁獲報告

リンク: この決定の詳細は、CCSBT12 報告書の議題項目 12.4 のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_12/jp\\_report\\_of\\_ccsbt12.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_12/jp_report_of_ccsbt12.pdf)

注: 月別漁獲報告の主たる目的は、この漁業の管理及び遵守体制を改善することである。

6.1 月別漁獲報告	
義務	最低履行要件
i. 每月、メンバーや協力的非加盟国は、当該月における	1. 漁獲データは最も正確かつ利用可能な情報源から作成され、

6.1 月別漁獲報告	
義務	最低履行要件
SBT の総漁獲量、及び当該年ににおける直近の SBT 累積総漁獲量を事務局に報告する。この報告は、漁業が行われた月の翌月の末日までに提出されなければならない。	<p>かかる情報源は特定される。（かかる情報源は、その時点において利用可能な最も正確な漁獲データであり、漁獲量・努力量データ、リアルタイムモニタリング、過別漁獲報告及び/又は CDS 標識履行要件のセクション 3.1 (C) に基づき要請される標識に関する詳細情報の日別報告が含まれ得ることが期待される。）</p> <p>2. 報告書は、漁業が行われた月の翌月の末日までに、電子的な手段によつて、事務局長に提出される。</p> <p>3. 月別及び累積漁獲量は、キログラム単位で報告される。</p>

## 6.2 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告（決定）

名称: この措置の公式な名称はないが、通常、「漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告」と呼ばれる。  
リンク: この決定の詳細情報は、CCSBT13 報告書の第 39 及び 40 パーラグラフのとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_13/ipp\\_report\\_of\\_CCSBT13.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_13/ipp_report_of_CCSBT13.pdf)

注: 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告制度は、CCSBT の管理措置に関する透明性及び信頼性を改善するために設けられた。

6.2 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告	
義務	最低履行要件
i. メンバーは、以下に掲げる事項に関連する情報を、適時 <sup>ii</sup> CCSBT 事務局に提供しなければならない。	1. 以下に掲げる内容についての報告を事務局長に提出する。 a. 渔期の開始から 2か月以内に、年間の割当量及び漁獲配

<sup>ii</sup> この決定を受け、休会期間中の議論によって、当初の配分量に関する情報の提出期限は漁期の開始から 2か月以内、最終漁獲量に関する情報の提出期限は漁期の終了から 6か月以内とすることが決定されている。

6.2 漁船/会社別の当初の配分量及び最終漁獲量の報告	
義務	最低履行要件
a) みなみまぐろ漁業のための、会社、割当所有者、又は漁船 <sup>12</sup> のいずれかへの、年間SBT割当量及び漁獲配分に関する取決め b) 漁期又は漁業年の終了時における、会社、割当所有者又は漁船の割当に対する SBT の最終漁獲量 ii. 「オリジンピック」方式によつてこの漁業を管理しているメンバーは、(b)の詳細のみを報告しなければならない。	<p>a) 分にに関する取決め (配分遵守履行要件のセクション 1.1 参照)</p> <p>b. 漁期の終了から 6 か月以内に、会社、割当所有者又は漁船の割当に対する最終漁獲量</p> <p>2. 「オリジンピック」方式によつてこの漁業を管理している場合は、以下に掲げる内容についての報告を事務局長に提出する。</p> <p>a. 漁期の開始から 2 か月以内に、オリジンピック方式で管理される年間の量 (トン単位)</p> <p>b. 漁期の終了から 6 か月以内に、漁船又は会社別の最終漁獲量</p>
	<p><b>コメント [L47]:</b> 1 メンバーは、同国がかかる情報を、事務局を介してではなく他のメンバーに直接提供していることについて指摘している。</p>

### 6.3 科学データ交換 (毎年の決定)

名稱: 科学データ交換

リンク: この一連の義務は、拡大科学委員会 (ESC) の毎年の年次会合の場で更新される。2011 年の科学データ交換に関する要件については、SC15 報告書の別紙 14 のとおり。

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_17/tp\\_report\\_of\\_SC15.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_17/tp_report_of_SC15.pdf)

注: 科学データ交換の要件は、データの項目ごとに列挙され、データの項目ごとにべきデータの内容及びその期限について規定している。

6.3 科学データ交換	
義務	最低履行要件
i. 全てのメンバーは、ESC が作成した最新の年次データ交換要	1. 每年の ESC による合意に従つてデータを提供する。

<sup>12</sup> 提供される船舶の詳細情報には、船舶の名称及びコールサインが含まれなければならない。

6.3 科学データ交換	
義務	最低履行要件
件によって定められたデータを、同要件で定められる期限までに提供することが要請されている。	2. データは、電子的な手段によって事務局長に提出する。

#### 6.4 拡大委員会への国別報告（決定）

名稱: 委員会年次会合のための漁業の年次レビュー

リンク:

注: このレビューは拡大委員会の直前に開催される遵守委員会に提出されなければならない。

#### 6.4 拡大委員会への国別報告

義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、拡大委員会年次会合の前に、漁業の年次レビューのための合意された書式に従って、これを提出しなければならない（別紙A） <sup>13</sup> 。	1. 報告書は、「修正され、合意された」テンプレートの各セクションへの回答とともに、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合（拡大委員会年次会合の直前に開催される）の4週間前までに、事務局長に提出する。

#### 6.5 遵守委員会への年次報告（一連の決定決議/勧告）

名稱: これは、遵守委員会（CC）への報告要件を編成したものなので、公式な名称はない。

リンク: 以下に、この措置に含まれる関連する義務の根拠を示す。

i. 遵守委員会付託事項の手続規則 10

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/basic\\_documents/jp\\_terms\\_of\\_reference\\_for\\_subsidiary\\_bodies.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/basic_documents/jp_terms_of_reference_for_subsidiary_bodies.pdf)

ii. CC5 報告書 パラグラフ 7(f)

[http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/meetings/meeting\\_reports/ccsbt\\_17/jp\\_report\\_of\\_CC5.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/meetings/meeting_reports/ccsbt_17/jp_report_of_CC5.pdf)

コメント [L48]: この政策案は、年次レビュー及び遵守行動計画が1つの報告書に取って代わることを示唆している。新しい報告書の書式は、既存の遵守行動計画のテンプレートを更に充実させたものであるべきである。事務局は、この政策の最終的な決定に基づき、かかる報告書のテンプレートを修正する。

<sup>13</sup> この政策が最終化された段階で、別紙 A 及び B がレビューされる予定。

- CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議 パラグラフ 3 (a)
- [http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about\\_the\\_commission/Resolution\\_VMS.pdf](http://www.ccsbt.org/docs/pdf/about_the_commission/Resolution_VMS.pdf)
- iii. 大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議 パラグラフ 18
  - [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Transhipment%20resolution.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Transhipment%20resolution.pdf)
  - iv. みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への影響を緩和するための勧告 パラグラフ 4
  - [http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs\\_japanese/operational\\_resolutions/jp\\_Recommendation%20on%20ERS.pdf](http://www.ccsbt.org/userfiles/file/docs_japanese/operational_resolutions/jp_Recommendation%20on%20ERS.pdf)

## 6.5 遵守委員会への年次報告

義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、漁業の年次レビューのための合意された書式 (別紙A <sup>13</sup> ) に従って、遵守委員会会合の開催 4 週間前に、上記の年次レビューを提出しなければならない。	<p>1. レビューアーは、メンバーが義務及び最低履行要件の遵守を遂行するための自身の制度及びプロセスに関して、その有効性を評価する年次パフォーマンス報告書として作成される。</p> <p>2. この報告書は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 最低履行要件を遂行及び監視する方法を記述する</li> <li>b. 義務及び履行要件を遂行するための規則、運用制度及び手続きの有効性を評価する</li> <li>c. 遵守に関するリスク又は規則、運用制度及び手続き上の不備を全て明らかにする</li> </ul> <p>3. この報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出されなければならない。</p>
ii. 各メンバーは、自国の遵守行動計画の詳細を改善し続けなければならず、かかる計画は最新化され、その後の遵守委員会年次会合に提出されなければならない。同計画のための行動が含まれたテンプレートは、別紙B <sup>14</sup> のとおり。	<p>1. 計画は、年次遵守/MCS 計画として作成される。</p> <p>2. この計画には、以下に掲げる事項に對処するための行動が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 年次パフォーマンス報告書において特定された全ての欠点及び不備 (上記 6.5(i) の履行要件を参照)</li> <li>b. 全ての特定された遵守に関するリスク</li> </ul>

<sup>14</sup> この政策が最終化された段階で、別紙 A 及び B がレビューされる予定。

義務	最低履行要件
6.5 遵守委員会への年次報告	<p>c. 一定の期限内に義務及び履行要件を遵守するための、全ての合意された実施戦略</p> <p>3. 計画案は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出されなければならぬ。</p> <p>4. 遵守委員会における全ての議論及び合意事項を含めるべく修正された計画の最終版は、遵守委員会年次会合後 4 週間以内に提出される。</p> <p>iii. メンバーは、遵守委員会の前に、VMS に関する概要報告を提供しなければならない。同報告のための合意された書式は、別紙 B のセクション III (1)のとおり。</p> <p>iv. メンバーは、委員会年次会合の 6 週間前に、事務局長に対して、以下に掲げる内容について報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年の SBT 転載数量</li> <li>○ 前年に転載を行った CCSBT 許可船リストに登録されている LSTLVs のリスト</li> <li>○ LSTLVs から転載物を受けた運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書</li> </ul> <p>v. メンバーは、みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的影響への影響を緩和するための勧告のパラグラフ 1、2 及び 3 に従つてとした行為について、遵守委員会に対し、毎年報告</p>
義務	<p>1. 報告書は、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。</p> <p>1. 評価報告書は、以下に掲げる事項を含まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 受領したオブザーバー報告書の分析</li> <li>b. 観測及びデータにおける全ての傾向（正又は負か）</li> <li>c. 観測又はデータにおける全ての不調和</li> <li>d. 実際に生じた又は可能性のある遵守リスクの全ての特定</li> <li>e. 以下を行うための全ての行動への勧告           <ul style="list-style-type: none"> <li>i. オブザーバー計画の有効性の改善</li> <li>ii. 洋上転載に関する手続きの有効性の改善</li> <li>iii. 全ての遵守に関するリスクの管理</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 情報及び報告書は、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに電子的な手段によって、事務局長に提出する。</p> <p>1. 報告書は、電子的な手段によって、遅くとも遵守委員会年次会合の 4 週間前までに、事務局長に提出される。</p>

6.5 遵守委員会への年次報告	
義務	最低履行要件
する。これら 3 つのペラグラフは、別紙 B のセクション II (3)のとおり。	

6.6 拡大科学委員会への国別報告（決定）	
名稱:	科学委員会のための国内 SBT 漁業の年次レビュー

6.6 拡大科学委員会への国別報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、SBT 漁業の年次レビューのための合意された書式（別紙 C）に従い、当該年次レビューを提出しなければならない。	1. 年次報告書は、合意されたテンプレートの各セクションへの回答とともに、電子的な手段によつて、拡大科学委員会年次会合の 4 週間に、事務局長に提出される。

6.7 生態学的関連種作業部会への年次報告（決定）	
名稱:	メンバーの ERSWG への年次報告に関する要件

6.7 生態学的関連種作業部会への年次報告	
義務	最低履行要件
i. 各メンバーは、ERSWG 会合の 4 週間前に、ERSWG への年次報告のための合意された書式（別紙 D）に従い、当該年次報告書を提出しなければならない。	1. 年次報告書は、合意されたテンプレートの各セクションへの回答とともに、ERSWG 年次会合の 4 週間に提出される。 2. 報告書は、電子的な手段によつて提出する。

## 監査政策

### 遵守政策 2

#### 1. はじめに

独立監査は、管理制度の妥当性及び有効性を評価するプロセスである。定期監査は、メンバーが管理制度を適正に運用させる方法及び改善の要否を特定するに役立つ。監査を受けたメンバーに対して、当該メンバーの監視及び報告制度の完全性及び頑健性についての信頼を与えることによって、メリットをもたらすことになる。また、監査は、個々のメンバーの履行報告の質に対する全てのメンバーの信頼を高める。

この政策において、委員会という用語にはいずれも拡大委員会が含まれ、メンバーという用語にはいずれも拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれる。

#### 2. 政策の目的

この政策の目的は、メンバーのCCSBTにおける義務の遂行の観点からメンバーのMCS制度及びプロセスの有効性を独立評価し、そして必要となる全ての改善点を特定することである。

この政策には、2種類の監査がある。すなわち、定期的な制度監査、及び対象を絞った遵守監査である。制度監査には、(1) 全ての必要不可欠なMCS制度の運用が確保されていることを総括的に確認すること、(2) MCS制度の有効性のサンプリング、が含まれる。遵守監査では、遵守に関するリスクを生じると考えられるMCSの枠組みの特定の部分に焦点を合わせることになる。

#### 3. 政策提言

メンバーは、この政策に基づき、5年ごとに、自身のMCS制度及びプロセスについての制度監査を実施するものとする。

メンバーは、委員会がMCSの枠組みの特定部分に遵守に関するリスクを生じさせるものが存在すると考えた場合において、遵守監査を実施するものとする。

遵守委員会は、遵守監査を実施するに値すると考えられる全ての遵守に関するリスクを委員会に通知する。かかる遵守に関するリスクは、全てのメンバー、単一のメンバー又はメンバーのグループのMCS制度に関連するものとなる可能性がある。遵守委員会からの通知は、遵守監査に関する付託事項を含み、また監査員によって回答されるべき特定の質問を列挙することになる。

**コメント [L1]:** この監査によって実質的な経費負担が強いられる可能性があるとの懸念が表明されている。この政策は、定期的な監査の期限を延長するために修正されており、対象を絞った監査を提示している。また、他の観点から議論の進展が見られるまでこの政策を保留にしておくという提案もある。これは、非生産的である可能性がある。すなわち、この監査プロセスは、メンバーのMCS制度に関して、それを効果的なものに改善する必要があるかもしれない部分を当該メンバーに提示するものであるからである。

遵守委員会は、その時々において、この政策に添付される技術的な実行指針を規定することができる。

### **3.1 監査員に関する要件**

監査は、委員会が承認した監査員によって実施されなければならない。全ての監査員は、ISO 9001 外部認証監査を実施する資格を与えられた者（又はそれに相当する者）でなければならない。

メンバーは、自国の MCS 制度の監査を実施できる 1 以上の機関を指名しなければならない。メンバーは、指名した監査員が適正に資格を付与され、かつ独立した者であることの証拠を提供しなければならない。委員会は、指名された者が適正に資格を付与され、かつ独立した者であることの検証を受けた監査員を承認する。事務局長は、メンバーごとに承認監査員のリストを管理する。

監査が実施される際には、メンバーは承認監査員のリストにある監査員と契約を結ぶものとする。

### **3.2 制度監査の目的及び手続き**

監査員は、MCS 制度及びプロセスをレビューし、以下に掲げる事項を評価しなければならない。

- いかなる制度及び支援プロセスが運用されているのか？
- かかる制度及びプロセスは、目的に合致しているか？
- MCS 制度の有効性に関するサンプリング調査の際に、同制度及びプロセスは機能しているか？
- 遵守政策 1 に規定されているとおり、同制度は必要な基準に対する CCSBT の義務に適うものであるか？
- 遵守に関する監視に対応した是正又は予防措置が採用されているか？

制度に関する遵守及び有効性を検証するため、監査員は、関連する客観的な証拠を調査しなければならない。監査員が監査を効果的に実施するのに十分な情報をメンバーが提供しなかった場合、当該メンバーはその監査に不合格となる。

監査員は、評価結果及び対処すべき不備を明記した監査報告書を作成するものとする。かかる監査の終了後 30 日以内に、当該報告書の写しを当該メンバー及び委員会に提供するものとする。

### **3.3 制度監査報告書の検討**

監査報告書は、遵守委員会によって検討される。メンバーは、(i) 監査報告書と当該メンバーの年次履行報告書間の相違等あらゆる不備についての釈明、及び(ii)

不備を是正するための積極的な行動の提示について、文書をもって報告することができる。当該メンバーが、監査員に同意できない場合においては、遵守委員会は、遵守に関するあらゆるリスクを緩和する必要性を考慮しつつ、そこから先に進める方法についてコンセンサスを得るために努力する。合意が得られない場合には、当該事項は委員会に委ねられる。

監査報告書及びメンバーからの追加的な報告書は、遵守委員会による検討の後、CCSBT 手続規則の規則 10 に従って公表される

遵守委員会による監査報告書の検討の後、メンバーは以下の措置を講じなければならない。

- 特定された監査報告書上の全ての不備を訂正する
- 改善後の制度の有効性を確認するために **18か月後に2回目の監査を実施する**

**コメント [L2]:** 1 メンバーは、この期間では、非常に多くの監査が生じるであろうと考えている。

仮に遵守委員会が、当該不備が MCS 制度の有効性に対して重大なリスクを与えるものではないと判断し、かつ当該メンバーによる同問題の解決に向けた積極的な行動が十分であると考えた場合においては、同委員会は 2 回目の監査を実施しなくてもよい。

### 3.4 遵守監査の目的及び手続き

遵守委員会は、潜在的な遵守に関するリスクに基づいて遵守監査の目的を特定し、監査に関する付託事項を定める。付託事項には、監査員が対処すべき特定の課題が含まれる。

遵守に関する監査のための手続きは、制度監査に関するセクション 3.2 において規定されるとおりであるが、付託事項により異なる報告期限を定めるができる。

## 4. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>政策の承認</li><li>監査員の承認</li><li>遵守監査の要求</li></ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>監査報告書及びメンバーからの追加的な報告書の検討</li><li>2回目の監査報告書の検討</li><li>遵守監査の勧告</li><li>この政策の実施に関するメンバーの進捗状況</li></ul>

	の監視 • 政策のレビュー及び改訂
事務局	• 承認された監査員のリストの管理 • 政策及び報告書のウェブサイトへの掲載
メンバー	• 承認された監査員と契約を結ぶ • 監査報告書に対処する • 特定された全ての不備を修正する

## 5. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から 3 年ごとにレビューするものとする。遵守委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを開始することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

## 6. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

委員会議長

日付： \_\_\_\_\_

レビューの日付: \_\_\_\_\_ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

## 是正措置に関する政策

### 遵守政策 3

#### 1. はじめに

メンバーによる義務の非遵守は、主に以下に掲げる 3 つの要因によって生じ得る。

- 義務を実施する際の行政上の過失
- メンバーの管轄下における漁業者、蓄養業者、加工業者、輸出業者又は輸入業者の非遵守に対して、当該メンバーが対応策を講じないこと
- 義務の実施を免れるためのメンバーによる意図的な行為

いずれの事例においても、対応が必要である。さもなければ、義務は無意味なものとなってしまう。対応の仕方については、非遵守の原因及び重要性によって異なる。影響が少ない行政上の過失への懲罰的な対応は、逆効果であると思われ、また遵守計画と矛盾するものである。

この政策において、全ての委員会には拡大委員会も含まれ、メンバーには拡大委員会の協力的非加盟国 (CNM) が含まれる。

#### 2. 政策の目的

この政策の目的は、全てのメンバーに CCSBT の義務を遵守させることである。したがって、同政策は、メンバーに非遵守の兆候があった際に、これに対応する枠組みを規定している。非遵守の例は、別添 1 において列挙している。

#### 3. 政策提言

委員会は、非遵守への対応を決定する。非遵守の兆候があった際には、この政策で規定する原則、指針及び意思決定プロセスに基づき取り扱うこととする。

##### 原則

1. **透明性**：全ての年次履行報告書、監査報告書及びメンバーからの反論は、公表されなければならない。文書については、CCSBT 手続規則の規則 10 に基づき、委員会年次会合後可能な限り速やかに CCSBT のウェブサイトに掲載されなければならない。
2. **公平なプロセス**：全てのメンバーは、以下に掲げる事項を行うための合理的な機会が与えられなければならない。

**コメント [L1]**: この原則に関して不安な点があったので、CCSBT の手続規則と相互引用するような形に修正した。

- 非遵守に関する第三者の証言をレビューし、書面にて反論（それは、かかる証言に異議を申し立てるものか、又は非遵守の理由を説明するもので構わない）を提出する
  - この政策に整合的な改善又は是正措置の案を策定する
3. 証拠主義：非遵守の評価は、いずれも場合においても客観的な根拠に基づくものでなければならない。これには、メンバーによる任意の公開、科学データの分析、及び制度監査又は市場レビューの結果が含まれる。
4. 協力：全てのメンバーは、実際に発生した又は可能性のある非遵守に対するいかなる調査に対しても協力しなければならず、また SBT の管理体制の完全性を強化する方法で直ちに問題解決のために努力しなければならない。

### 是正措置の指針

1. 行政上の過失は、第一に、特定の期間内に行政的な欠陥を修正するための合意された計画を通じて対処されなければならない。
2. メンバーのうち発展途上国において発生した行政上の過失に対する是正措置に関しては、キャパシティ・ビルディング計画に焦点を絞らなければならない。ただし、これはそのような不備が効果的に是正されると考えられる場合に限る。
3. メンバーの漁獲量が、当該メンバーの单一年又は複数年における国別漁獲枠を超えた場合、当該超過量は特定の比率で、特定の期間内に、返済されなければならない。
4. 是正措置は、適切な加重要素、すなわち、他のメンバーが被る被害、正当な理由に基づかない継続的な非遵守（複数年にわたる制度的な過小報告又は過剰漁獲を含む）、CCSBT の義務を免れようとした意思についての証拠等を考慮しなければならない。

コメント [L2]: この書き振りは、2011年の戦略漁業管理作業部会が、3年間を1つのまとまりとする柔軟な漁獲枠の管理について議論するという意見を反映している。

コメント [L3]: メンバーは、返済の比率と期間の双方を決定する必要があると認識されている。提案されているオプションは、下記のとおり。

### 意思決定プロセス

#### 遵守委員会

遵守委員会は、以下に掲げる事項を実施する。

- 非遵守に関する初期的な兆候の評価
- 当該メンバーに対する調査及び報告の要請
- 必要に応じた（例えば、メンバーが支援を必要としている場合や、同委員会が当該メンバーによる調査に不服がある場合）独立調査の開始。かかる調査には、監査又は市場レビューが含まれ得る
- 受領した報告書に基づく非遵守の証拠のレビュー
- 当該メンバーが提案している改善措置の検討

- 委員会への報告書の作成。かかる報告書には、調査結果、当該メンバーとの間で合意された全ての改善措置、並びにこの政策の原則及び指針に基づく全ての追加的な是正措置の勧告案が記載される

当該メンバーには、CCSBT 上の義務の遵守を改善するための是正措置又は改善措置を提案する機会が与えられる。メンバーは、行動方針案の作成に向けて遵守委員会の支援を要請する。

遵守委員会は、当該メンバーからの提案を検討した後、その提案に合意するか、さもなければ、委員会によって検討されるべき是正措置を勧告することができる。

遵守委員会から委員会への報告書には、多数及び少数意見を含めることができる。

#### 委員会

委員会は、以下に掲げる事項を実施する。

- i) 遵守委員会報告書の検討
- ii) 結果（是正措置）に関しての当該メンバーとの協議

#### 是正措置のリスト

この政策に基づき、是正措置は以下に掲げる事項を含むものとするが、これらに限定されない。

##### 1. キャパシティ・ビルディング計画

- 技能訓練—例えば、オブザーバー、コンプライアンス・オフィサー又は確認者を対象とするもの
- 制度の構築—例えば、運用制度及び手続きの策定又は改善のための技術的又は財政的支援
- 分析支援—例えば、漁獲から市場までの SBT の流通の監視について改善するため
- 機材の購入—例えば、VMS、データの記録及び漁船からのデータ送信

##### 2. 漁獲枠の返済

- 量（オプション：1:1 以上）
- 期限（オプション：通常 1 年以内とし、特別な状況下では最大 5 年まで）

**コメント [L4]:** 漁獲枠の返済に関するオプションについては、メンバー間の議論及び合意をする。返済の量及び期限を決定するための判断基準又はガイドラインを策定するための様々な意見が出てくるだろう。

##### 3. オンサイト・リスク管理

- 地域オブザーバー計画を通じたオブザーバーの配置
- 検査に関する要件の増加
- 監視要件の追加
- VMS の報告頻度の増加
- 転載又は水揚げに関する規制

遵守委員会は、委員会が漁獲配分を決定する際に非遵守を考慮に入れるよう勧告することもできる。

- 漁獲配分の決定

#### 4. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>• 政策を承認する</li><li>• 是正措置を決定する</li></ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>• メンバーの遵守状況を監視する</li><li>• 必要に応じて独立調査を開始する。</li><li>• 非遵守の証拠を評価し、メンバーの意見を検討する</li><li>• 是正措置についてのメンバーからの提案を検討する</li><li>• 必要に応じて、委員会には是正措置を勧告する</li><li>• 政策をレビュー及び改訂する</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>• ウェブサイトに政策及び報告書を掲載する</li></ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"><li>• 非遵守の証拠を調査する</li><li>• メンバーが実施した調査又は独立調査から得られた非遵守の証拠に対処する</li></ul>

コメント [L5]: 条約第 11 条において分担金の決定方法が規定されていることから削除した。

#### 5. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から 3 年ごとにレビューするものとする。遵守委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

#### 6. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

---

委員会議長

日付: \_\_\_\_\_

レビューの日付: \_\_\_\_\_ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)

DRAFT

#### 別添 1. 非遵守の例

- 許可船舶、蓄養場及び運搬船の活動の監視及び管理を有効に実施できないこと
- 漁獲量を国別漁獲枠内に収めることができないこと
- CDS 文書に関して、証明及び確認等の基準を満たすことができないこと
- オブザーバー・カバー率を達成できること
- 有効な VMS を実施することができないこと
- 委員会又は遵守委員会等に対して報告が行われないこと
- 監査によって指摘された MCS 制度上の不履行又は不適切な事項
- 漁獲量に関するメンバーからの誤報告
- メンバーの MCS 制度の種類及び有効性に関するメンバーからの誤報告
- 是正措置を実施しようとする正当な意思を欠いた継続的な行政的過失

コメント [L6]: これは法的拘束力のない義務であることから削除した。

## 情報共有

### 遵守政策<sup>4</sup><sup>1</sup>

#### 1. はじめに

メンバーは、他のメンバーの旗を掲げる漁船又は許可運搬船が、寄港している間又は取締り若しくは検査対象水域において操業している間、そのような船舶の情報を当該メンバーの MCS 制度を通じて日常的に収集している。かかる情報を旗国であるメンバーが共有することによって、メンバーは、これまで以上に自身の義務を果たしつつ、より費用対効果が高く、包括的な船舶の監視が可能となる。

この政策において、全ての委員会には拡大委員会も含まれ、メンバーには拡大委員会の協力的非加盟国（CNM）が含まれる。

#### 2. 政策の目的

この政策の目的は、既存の MCS 情報の共有を通じて、メンバーが旗国及び寄港国としての自らの義務を果たすことに貢献することにある。

#### 3. 政策提言

全てのメンバーは、以下に掲げる事項を実施するための制度を策定及び導入することが期待される。

- a) 他のメンバーの国内漁業法令執行当局との MCS 情報の共有
- b) 寄港国における MCS に関する義務の実行を可能とさせるための、寄港国に対する情報提供

共有されるべき MCS 情報には、CDS の遵守に関する情報、及び SBT の管理又は管理の枠組みの監視に有益となる全ての情報が含まれる。寄港国に提供されるべき情報には、外地港に入港しようとしている登録船の詳細、寄港国による検査を可能とする CDS に関する情報が含まれる。

日常的な航空機による取締り、港での検査、洋上検査及び市場監視又は調査から得られた情報は、関連する旗国であるメンバー間で共有されることが意図される。

この政策を実行に移すため、メンバーは以下に掲げる事項を実施するものとする。

<sup>1</sup> 冒頭の説明を参照。この様式を用いてこの政策を進めていくことに対するメンバーからの支持は、限定的である。

コメント [L1]: カバーノート参照。この様式を用いてこの政策を進めていくことに対するメンバーからの支持は、限定的である。

この政策が重視する二国間での情報共有は、広範な情報共有を促すものではない可能性があるとの懸念が表明されている。

- 情報の必要性及び遵守に関するリスクに対する評価に基づく、(i)個々のメンバーと(ii)全てのメンバーとの間で交換されるべき MCS 情報の特定
- 情報共有のための各国におけるあらゆる障壁の積極的な撤廃
- 情報のセキュリティ及び機密性を確保するための情報受領国（及び委員会）との取決めの策定
- メンバーと他のメンバーにおける漁業取締り当局間の情報交換に関する取決めの策定
- 関連する旗国及び寄港国との迅速な情報共有
- 非遵守の可能性を示唆する情報への対応、及び情報提供メンバーへの当該対応措置に関する通報
- 二国間の取決めの策定に関する進捗状況の遵守委員会への報告

遵守委員会は、二国間の取決めに関する指針及び最低技術要件（例えば、情報のセキュリティ及び機密性）を策定することができる。

長期的には、メンバーと他の RFMO のメンバーとの正式な遵守ネットワークを創設しなければならない可能性がある。正式な遵守ネットワークには、情報提供義務及び受領した情報への応答義務が含まれ得るとともに、公権力の相互行使が含まれる可能性がある。

コメント [L2]: 遵守委員会が二国間の取決めに関する要件を示すことの妥当性について、様々な意見がある。

メンバーは、最新の MCS ネットワークに参加することが奨励される。これには、既存の二国間の取決めに基づくもの及び国際的なネットワークが含まれる（例として、国際的な監視・管理・取締りネットワークなど）

#### 4. この政策に基づく役割及び責任

主体	責任を有する事項
委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>• 政策の承認</li></ul>
遵守委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>• 技術的指針の発行</li><li>• 二国間の取決めの策定に関する進捗状況の監視</li><li>• 政策のレビュー及び改訂</li></ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>• </li></ul>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"><li>• 二国間における情報共有に関する取決めの策定</li><li>• 情報共有</li><li>• 受領した情報への対応に関する報告</li></ul>

## 5. 政策のレビュー

この政策は、合意の日から 3 年ごとにレビューするものとする。遵守委員会は、それよりも先に、いつでもレビューを指示することができる。メンバーは、早期のレビューを要請することができる。かかる要請は、レビューを求める理由とともに遵守委員会年次会合に提出されなければならない。

## 6. 承認

この政策は、委員会によって承認された。

---

委員会議長

日付: \_\_\_\_\_

レビュー日付: \_\_\_\_\_ (ただし、これよりも先にレビューを行う場合を除く。)